



第4部 資料

1 職員等行政体制の現状

(1) 組織体制

本町の行政体制は、平成24年度現在、町長部局に13課・室、44係が、教育委員会に4課・室・センター、10係が設置されています。花園地域振興課は旧花園村役場に設置され、花園支所として機能しています。

また、教育委員会以外の行政委員会等として選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会が設置され、固定資産評価審査委員会は税務課に、農業委員会は産業観光課に、その他の行政委員会等は総務課に事務局がおかれています。外郭団体としては、かつらぎ町土地開発公社、かつらぎ町社会福祉協議会があります。

【町長部局】

町長	副町長	企画公室	企画係・まちづくり推進係・秘書係・財政係・契約係・情報推進係	
		総務課	管理係・庶務係・文書係・管財係・消防係	選挙管理委員会・監査委員・公平委員会
		税務課	住民税係・固定資産税係・徴収係	固定資産評価審査委員会
		住民福祉課	住民係・年金係・福祉係	
		生活環境課	生活環境係	
		やすらぎ対策課	保険係・衛生係・介護保険係	
		産業観光課	振興係・林業係・農業委員会係・商工係・観光係	農業委員会
		建設課	事務係・工務第1係・工務第2係・管理係・建築係・住宅係	その他の行政委員会
		上下水道課	事務係・給水係・工務係・下水道管理係	
		人権推進室	事務係・啓発係	
		地籍調査室	事務係・調査第1係・調査第2係	
		花園地域振興課 (花園支所)	庶務係・振興係	
	会計管理者	出納室	会計係	
	検査長・人権啓発推進本部事務局長・住民相談員			

【教育委員会】

教育委員会	教育長	教育次長	総務課	庶務係・経理係・指導係・子育て係	外郭団体 土地開発公社 社会福祉協議会
			生涯学習課	庶務係・指導係・社会体育係・管理係	
			青少年センター	庶務係・指導係	
			国体推進室		

(2) 職員

ア 職員数

本町の平成24年4月1日現在の職員総数は227人です。内訳は、一般行政部門（町長部局及び教育委員会以外の行政委員会等事務局）166人、特別行政部門（教育委員会）34人、公営企業等会計部門27人となっています。一般行政部門の配置については、総務・企画部門が48人と最も多く、以下、民生部門（34人）、農林水産部門（24人）が続きます。

かつらぎ町の職員数の状況

区分		職員数（人）		対前年増減数 （人）
		平成23年	平成24年	
一 般 行 政 職	議 会	3	3	0
	総務・企画	52	48	-4
	税 務	14	14	0
	農 林 水 産	24	24	0
	商 工	4	3	-1
	土 木	20	19	-1
	民 生	35	34	-1
	衛 生	22	21	-1
	小 計	174	166	-8
特 別 行 政 部 門	教 育	36	34	-2
	小 計	36	34	-2
公営企業等会計部門	病 院	1	1	0
	水 道	6	6	0
	下 水 道	9	8	-1
	そ の 他	12	12	0
	小 計	28	27	-1
合 計		238	227	-11

平成24年4月1日現在職員定員管理調査より

イ 職員数の推移

本町の職員数の推移をみると、一般職員適正化計画に基づく定員管理が進められており、平成22年当時247人であったものが、平成24年には227人（20人、8.1%減）となっています。平成24年には、同計画における目標値である241人（平成25年）を達成していますが、今後も定員の一層の適正化を進めることとなっています。

区部	一般職員 適正化計画	実績 (見込み)	前年度比較	定年退職	中途退職	新規採用
平成22年	247	247	—	—	—	—
平成23年	246	238	-9	-7	-15	13
平成24年	241	227	-11	-6	-12	7
平成25年	231	226	-1	-7	0	6
平成26年	225	224	-2	-8	0	6
平成27年	217	217	-7	-14	0	7

平成22年度は、基準年度となります。

平成24年度までは4月1日現在の実績値。平成25年度以降は見込値。「中途退職」は未定のため「0」としています。

（資料：かつらぎ町「一般職員適正化計画」より。）

(3) 問題点・課題

本町においては、深刻化する過疎化や少子高齢化の進展、町民ニーズの高度化・多様化、地域産業の再生・活性化、循環型社会形成等、社会経済情勢の変化に適切に対応できる効率的な体制整備が求められています。

特に合併後の町域広域化に伴い、行政サービスの地域的不均衡等が生じないような行政体制上の配慮も必要となってきました。

しかし、本町の財政状況は厳しい環境下であり、町民の要望・ニーズにそのまま対応する職員の確保が必ずしも容易ではないため、今後の職員定員の見通しに基づき職員一人ひとりの能力・資質が最大限に発揮できる組織力の強化や充実が必要となっています。

また、社会経済環境に即した、真に町民生活の向上や地域発展に寄与する行政や行政サービスの構築が必要となることから、職員一人ひとりが効率的・効果的な行政づくり、サービスの実施を行えるよう、日常の業務の中から改善します。

また同時に、組織はそのバックアップとして、自己啓発に取り組みやすい環境づくり・支援する体制等の整備を行う必要があります。

本町においては、今後求められる職員像を明確に位置づけるとともに、そのための中長期的な人材育成の基本的な方向と方策を策定します。

本町では広域化、多様化する町民のライフスタイルや生活ニーズに対応できる、効率的な行政体制の確立が求められています。

2 計画及び政策・施策の状況

(1) 本町の計画及び政策・施策の枠組

本町の計画及び政策・施策の枠組は下記のとおりとなっています。

合併前の旧かつらぎ町においては、「かつらぎ町基本構想」（平成15年7月策定）に基づき、若者等定住促進、民間委託推進、公共施設統廃合、都市計画マスタープラン等の実施・展開が図られてきました。

合併に伴う新かつらぎ町からは、「かつらぎ町基本構想」の理念やまちづくりの方向性は、「新町まちづくり計画」（平成17年10月策定）に継承され、新町の将来的方向に合わせた行財政改革が推進（平成16年以降）されるとともに、定住支援事業、人事考課制度、協働のまちづくり、次代のまちづくりプロジェクトチーム等が展開されています。

(2) 本町の計画の概要

合併後のかつらぎ町では、旧かつらぎ町時代の「かつらぎ町基本構想」を継承した取り組みが行われていますが、その後の行財政を取り巻く厳しい社会経済環境の下で、行財政改革や職員の適正化等の取組が重要となり、各種計画を通じて長期的・計画的な取組が展開されています。

「かつらぎ町基本構想」においては、町の目的として6つの政策が掲げられ、政策実現のための施策として23の取組方向が示されています。

ア. 本町の主な計画の概要

区分	摘要
かつらぎ町基本構想	平成15年7月策定。町民と行政の共通の目標となる構想の理念と将来像を掲げ、かつらぎ町のあるべき姿と必要な施策の大綱を定めたもの。平成15年度を初年度に、平成24年度を目標年度とする10ヶ年計画としている。
かつらぎ町長期総合計画	平成15年7月策定の基本構想に基づき、平成16年12月22日、基本計画策定審議会の諮問を経て策定したもの。計画期間は、基本構想と同様の期間としている。
新町まちづくり計画	かつらぎ町・花園村合併協議会において、新町の基本理念と将来像を描き、合併による効果等を示したもの。
かつらぎ町行政改革実施計画	平成16年9月15日に、かつらぎ町行政改革大綱の答申を受けて、地方分権時代にふさわしい、町民と行政が協働する簡素で効率的な行政運営を実現するための実施計画を策定したもの。計画期間は、平成18年度から平成22年度の5ヶ年計画としていた。現在の計画期間は、平成23年度から平成25年度の3ヶ年計画としている。
一般職員適正化計画	行政のスリム化を図りつつ、職員数の削減と組織として世代間における断層を生まないうよう、平成23年度から平成27年度までの適正な職員数を掲げ、人事行政の適正な運営を目的としたもの。

イ. かつらぎ町基本構想の政策・施策体系（平成15年7月）

かつらぎ町基本構想	政策（6）	施策（23）
	豊かな自然を活かす快適なまちづくり	○総合的な土地利用の推進 ○うるおいのある生活環境の整備 ○自然環境との調和・共生 ○循環型社会システムの構築
	心がかよう安心のまちづくり	○生涯健康づくり ○助け合う地域福祉社会の形成 ○安らかに暮らせる社会保障の充実 ○相互理解による人権擁護の推進
	歴史と文化のかおるまちづくり	○ゆとりある人づくり教育の推進 ○豊かな人間性を培う生涯教育の充実 ○歴史・文化の継承と創造 ○国際交流・地域間交流の推進
	活力を生むまちづくり	○地域特性を生かした農林業の展開 ○魅力ある商工業等の振興 ○観光・サービス業の育成 ○雇用・就業環境の整備
	人々の活動を支えるまちづくり	○運輸、交通体系の整備・充実 ○高度情報通信システムの整備 ○生活安全対策の推進
	みんなで進める住民参加のまちづくり	○男女共同参画社会の実現 ○住民参加 ○行財政 ○地方分権・広域連携

(3) 問題点・課題

合併後の新かつらぎ町においても、旧かつらぎ町時代に策定された「かつらぎ町基本構想」の理念・基本方向は「新町まちづくり計画」に継承されていますが、これら構想及び計画において掲げられている政策・施策と、所管課で実施されている事務事業との関係が、「政策・施策＝目的」を達成するために「事務事業＝手段」を展開するという「目的と手段の体系」が必ずしも十分に構築されていません。

3 町民アンケート調査より

(1) 調査の概要

行政評価等のかつらぎ町における行政運営のあり方等について、町民の意識・意向等について把握することを目的に、平成21年7月現在、住民基本台帳に登録している町民のうち18歳以上の町民3,000人を層化無作為抽出し、(1)本人属性、(2)行政サービスのあり方、(3)政策・施策に対する重要度・満足度等についてアンケート調査を実施しました。調査方法は、郵送による配布・回収とし、有効回収票1,343票、回収率44.8%となっています。

ア. 調査の概要

区分	摘要
調査対象	平成21年7月現在、住民基本台帳に登録している町民のうち18歳以上の町民3,000人を層化無作為抽出
調査項目	(1) 本人属性、(2) 行政サービスのあり方、(3) 政策・施策に対する重要度・満足度について、(4) その他
調査方法	町公式封筒による郵送配布、返信用封筒による郵送回収
調査時期	平成21年8月～9月（回収締切9月末日）
回収状況	配布票数3,000票、回収票数1,343票、有効回収票1,343票、回収率44.8%（有効回収票ベース）

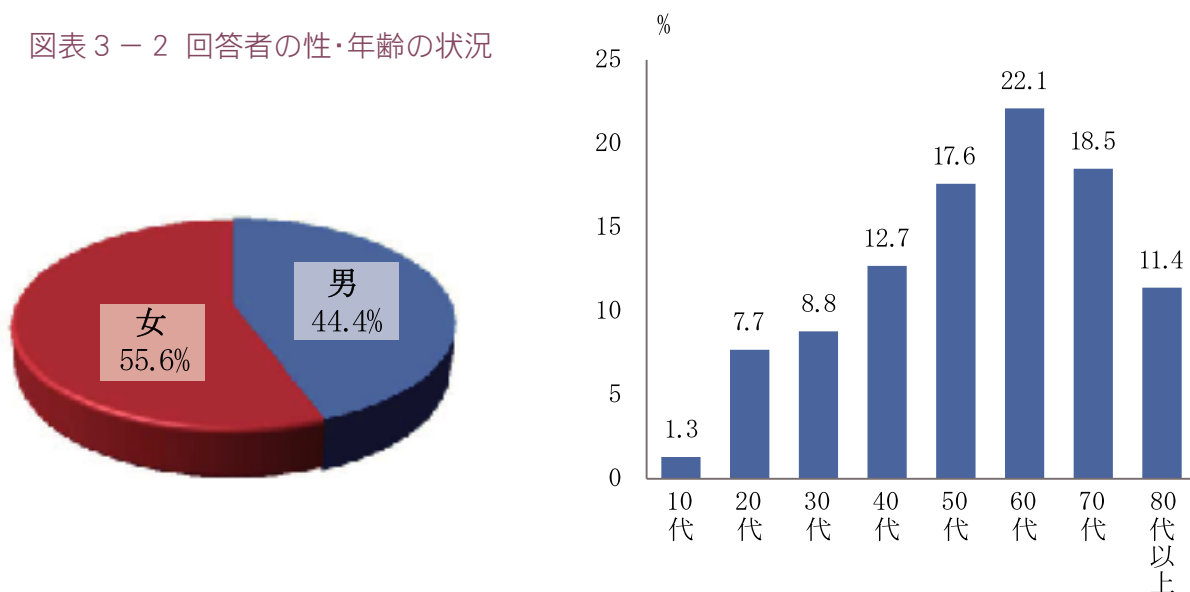
(2) 町民属性

ア. 性・年齢

性別でみた回答者の状況は、「男性」は44.4%、「女性」は55.6%となっています。

年別でみると、「10代」1.3%、「20代」7.7%、「30代」8.8%、「40代」12.7%、「50代」17.6%、「60代」22.1%、「70代」18.5%、「80代以上」11.4%となっています。

図表3-2 回答者の性・年齢の状況

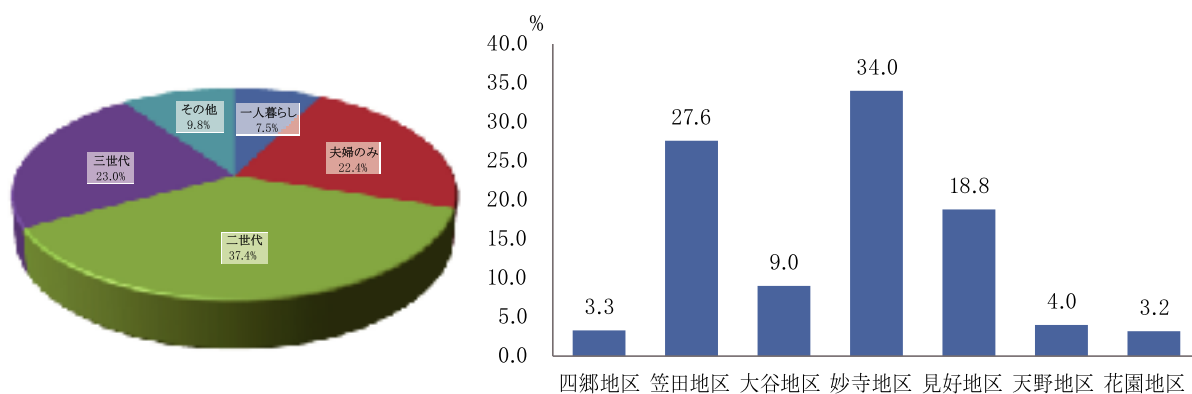


※各数値の単位未満を四捨五入しているため、合計値が100にならない場合があります。

イ. 居住地区・家族形態

居住地区については、「妙寺地区」(34.0%)が最も高く、以下、「笠田地区」(27.6%)、「見好地区」(18.8%)、「大谷地区」(9.0%)、「天野地区」(4.0%)、「四郷地区」(3.3%)、「花園地区」(3.2%)となっています。

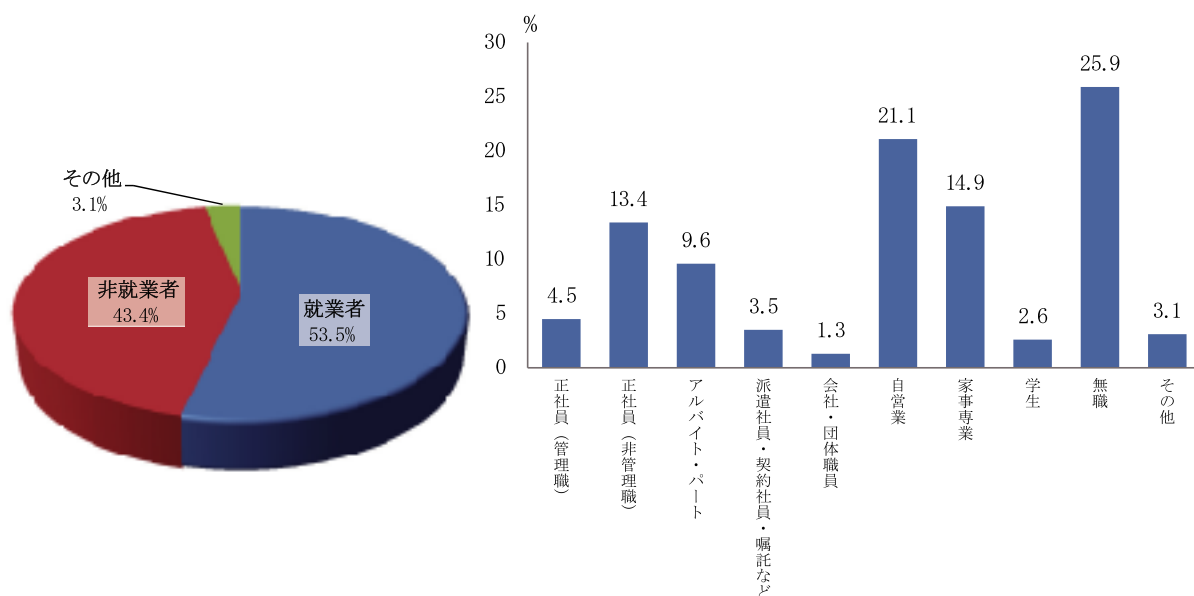
家族形態については、1世帯当たり平均は3.5人、「二世帯(夫婦と子ども、親と夫婦など)」(37.4%)が最も多く、以下、「三世帯(親と夫婦と子どもなど)」(23.0%)、「夫婦のみ」(22.4%)、「一人暮らし」(7.5%)、「その他」(9.8%)となっています。



※各数値の単位未満を四捨五入しているため、合計値が100にならない場合があります。

ウ. 職業・役職

回答者の職業・役職の状況は、就業者が53.5%、非就業者が43.4%、その他が3.1%となっています。内訳は、「無職(専業の主婦・主夫を除く)」(25.9%)が最も多く、以下、「自営業(商工サービス業、自由業などを含む)」(21.1%)、「家事専業(専業の主婦・主夫)」(14.9%)、「正社員(団体職員、公務員を含む)で、管理職以外」(13.4%)となっています。

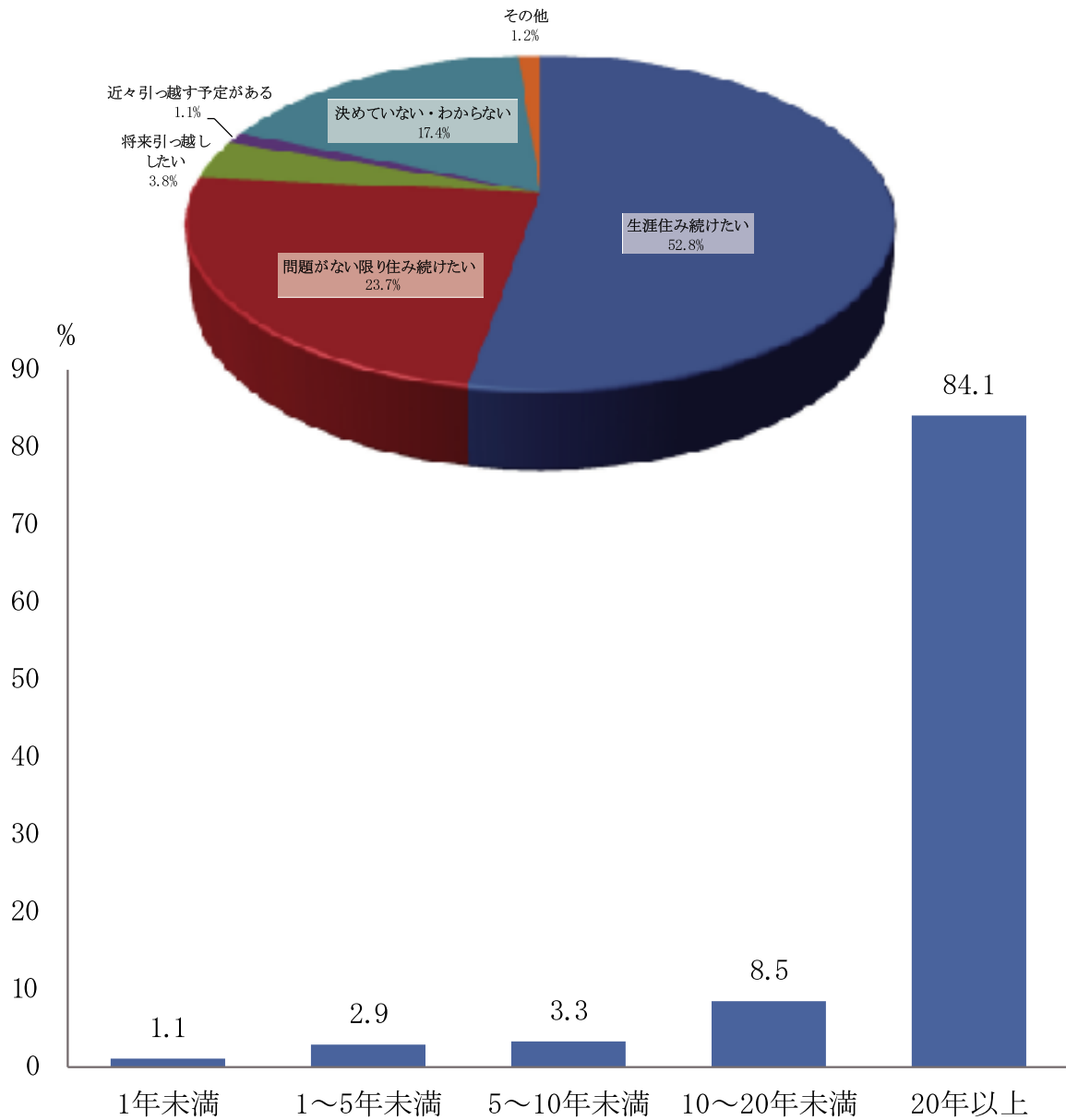


※各数値の単位未満を四捨五入しているため、合計値が100にならない場合があります。

エ. 居住年数及び居住意向

回答者の居住年数については、「20年以上」(84.1%)が最も多く、以下、「10～20 年未満」(8.5%)、「5～10 年未満」(3.3%)、「1～5 年未満」(2.9%)、「1 年未満」(1.1%)となっています。

また、今後の居住意向については、居住意向がある人が76.4%、転居意向・予定がある人が5.0%、未定・その他は18.6%となっています。



※各数値の単位未満を四捨五入しているため、合計値が100にならない場合があります。

4 行政サービスに対する評価・意識

行政サービスの利用においては、相談、申請、情報収集、サービス受給等、町役場をはじめとする町機関・施設を通じて利用するものが多くなっています。

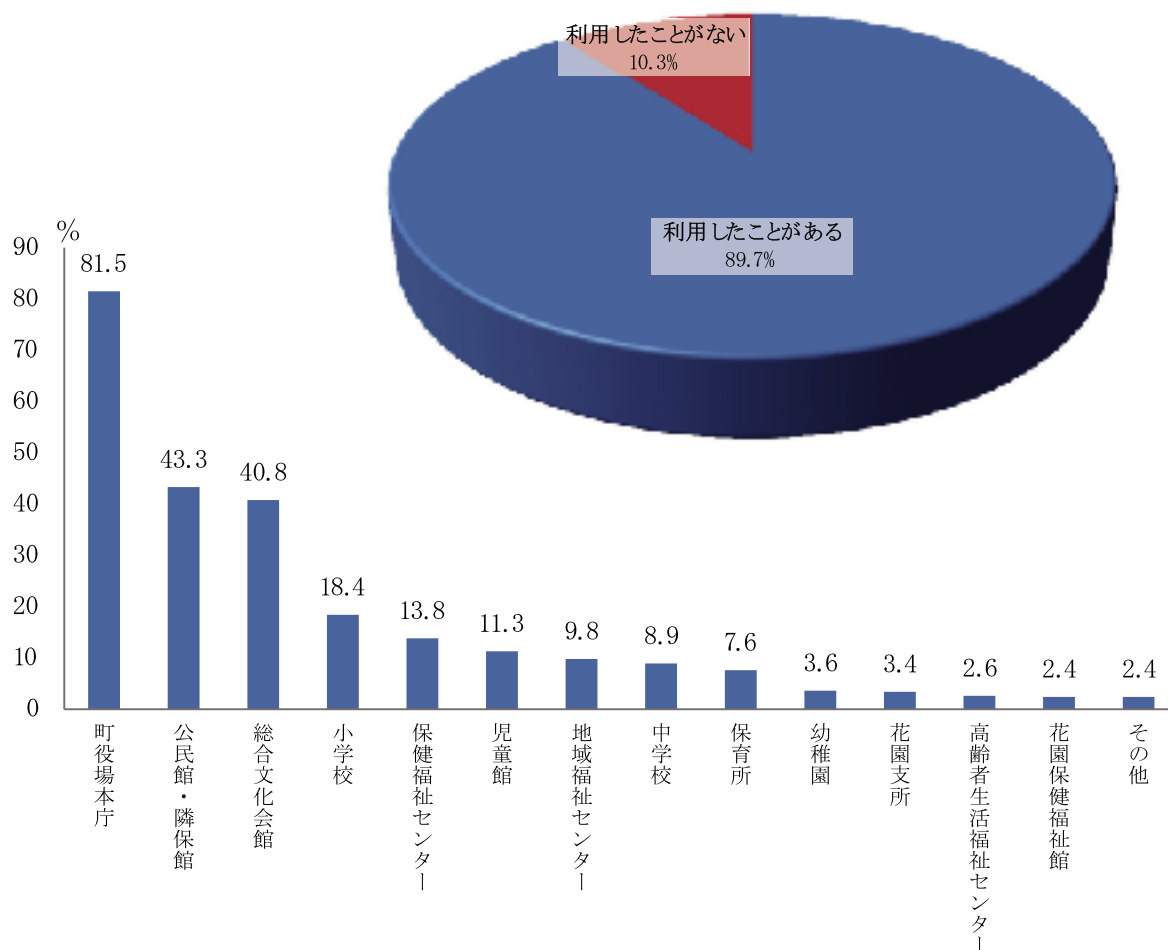
調査では、行政サービス等に対する町民の利用実態及び意識・意向として、町機関の利用状況及び利用目的、町役場・支所の利用頻度、町機関の利用上の課題、今後の行政サービスの改善点について把握しました。

(1) 町機関の利用状況

町民の過去1年間の町機関の利用経験についてみると、何らかの機関・施設等を「利用したことがある」人が89.7%、「利用したことがない」人が10.3%となっており、町民属性別では、20代など若い年代の人や就業者・就学者では「利用したことがない」人の割合が高くなっています。

利用施設については、「町役場本庁」(81.5%)が最も高く、以下、「公民館・隣保館」(43.3%)、「かつらぎ総合文化会館(かつらぎ町教育委員会)」(40.8%)、「小学校」(18.4%)と続いています。

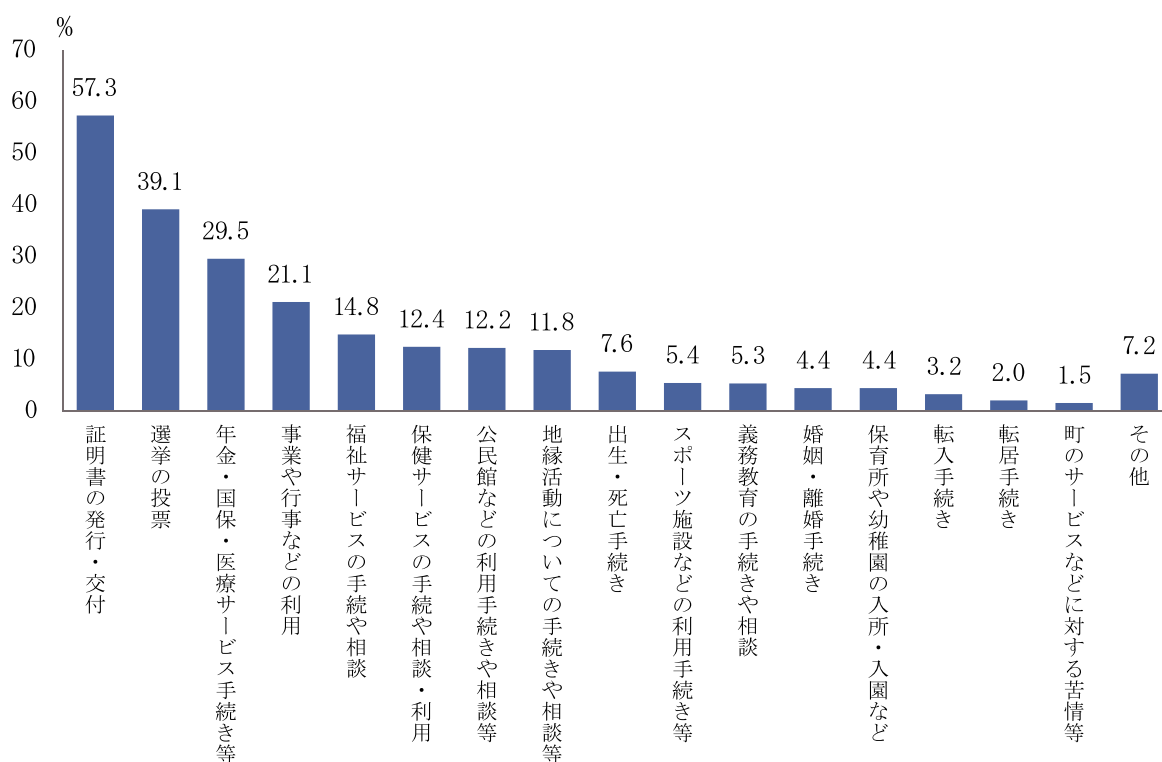
利用施設についても、年代によって利用施設が異なり、子育て世代が多い30代では保健福祉センター、保育所、幼稚園、小学校等の保健・教育施設の利用が、70代以上の高年齢期では高齢者生活福祉センター、花園保健センター・花園保健福祉館といった高齢者福祉施設の利用がそれぞれ多くなっています。



(2) 町機関の利用目的

町機関の利用目的をみると、「住民票などの証明書の発行・交付」(57.3%)が最も多く、以下、「選挙の投票」(39.1%)、「年金・国保・医療サービスの手続きや相談」(29.5%)、「上記以外の各機関・施設で実施している事業や行事などの利用」(21.1%)、「福祉サービスの手続きや相談」(14.8%)、「保健サービスの手続きや相談・利用(乳児・一般健康診査など)」(12.4%)が続いています。

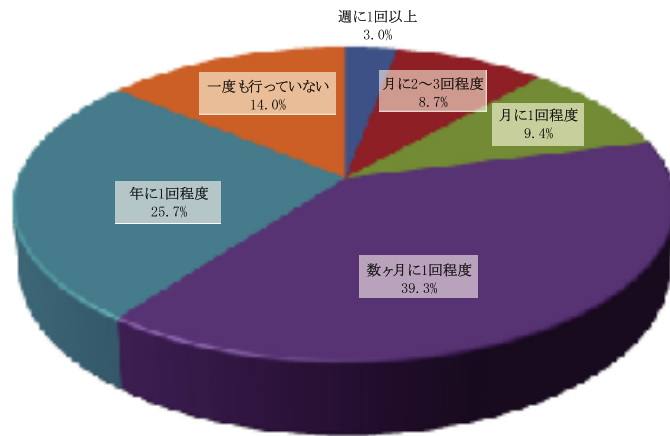
性・年代別にみると、「転入手続き」は20、30代、「自治区など地縁・地域組織・活動についての手続きや相談」は60代の男性、「保健サービスの手続きや相談・利用(乳児・一般健康診査など)」、「保育所や幼稚園の入所・入園などの手続きや相談」、「小・中学校などの義務教育の手続きや相談」は30代で多くなっています。



(3) 町役場・支所の利用頻度

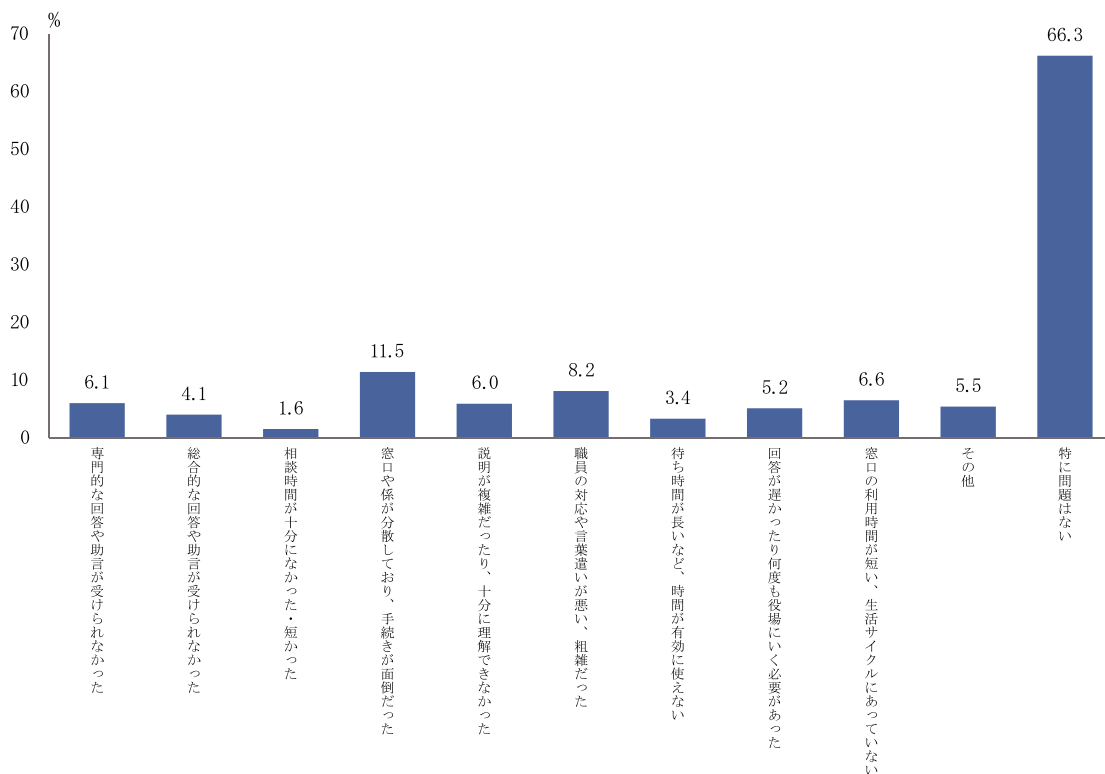
町役場、支所の利用頻度については、「数ヶ月に1回程度」(39.3%)が最も多く、以下、「年に1回程度」(25.7%)、「一度も行っていない」(14.0%)、「月に1回程度」(9.4%)、「月に2～3回程度」(8.7%)、「週に1回以上」(3.0%)となっています。

町役場・支所の利用が少ない人(年に1回又は一度も行っていない人)は全体の4割を占めています。



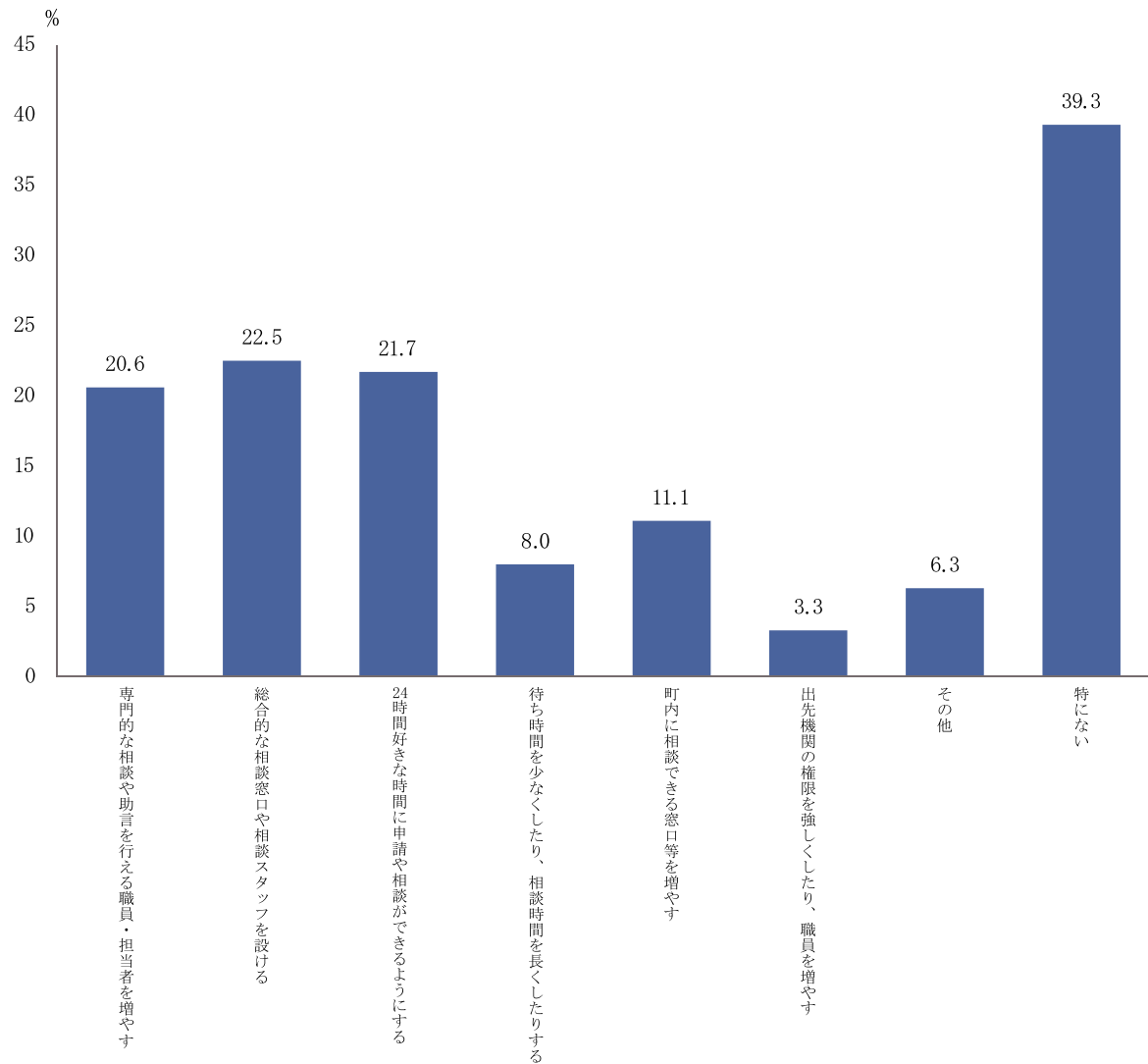
(4) 町機関の利用上の課題

「特に問題はない」(66.3%)が最も多く、以下、「窓口や係が分散しており、手続きが面倒だった」(11.5%)、「職員の対応や言葉遣いが悪い、粗雑だった」(8.2%)、「窓口の利用(開設)時間が短い、自分の生活サイクルにあっていない」(6.6%)、「専門的な回答や助言が受けられなかった」(6.1%)。



(5) 今後の行政サービスの改善点

今後の行政サービスの改善点については、「特にない」(39.3%)が最も多く、以下、「さまざまなサービスを無駄なく利用できるよう、さまざまな分野にわたる総合的な相談窓口や相談スタッフを設ける」(22.5%)、「電話やインターネットなどを利用し、24時間、好きな時間に申請や相談ができるようにする」(21.7%)、「専門的な相談や助言を行える職員・担当者を増やす」(20.6%)となっています。



5 まちづくりに対する意識・評価（重要度・満足度）

かつらぎ町では、現在、「かつらぎ町基本構想」に基づき総合的なまちづくりの推進に取り組んでいます。基本構想においては、11分野56項目のまちづくりの方向・目標が示されています。この56項目に本調査研究のテーマである行政運営に係る5項目を加え、合計61項目について、町民から満足度、重要度の評価について調査しました。

(1) 総括

ア 重要度・満足度の指標化

現状の町の行政サービスについて、町民がどのように評価しているのかを把握するため、「かつらぎ町基本構想」に掲げる施策を中心に61項目に対する満足度と重要度を6段階で調査しました。

調査結果は、下図表のとおり加重値を与え（点数化）、その平均値（加重平均値）を算定しました。

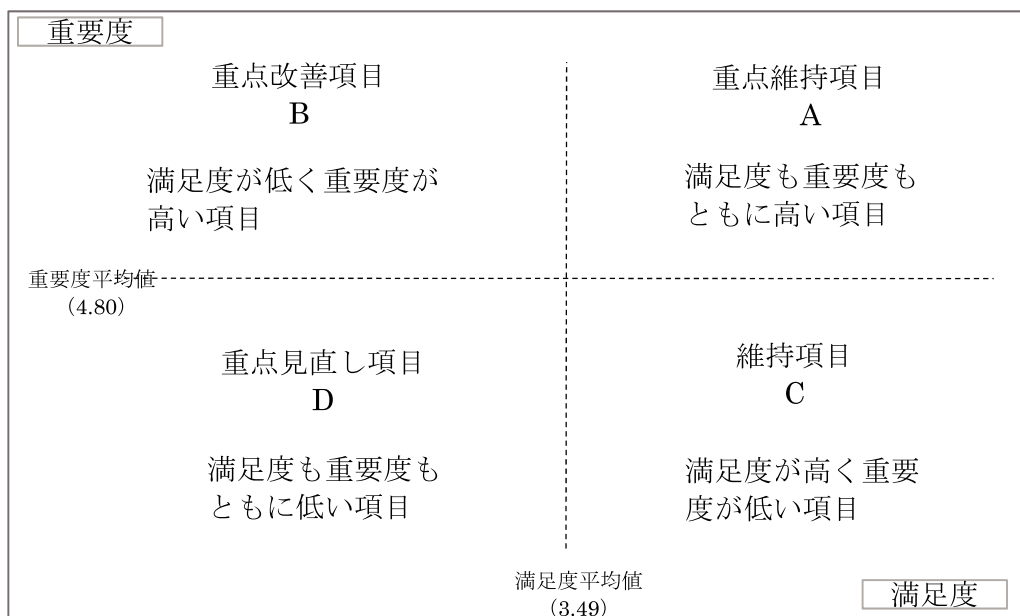
重要度・満足度の加重値

満足度	非常に不満	不満	やや不満	やや満足	満足	非常に満足
評価	1	2	3	4	5	6
重要度	全く重要でない	重要でない	あまり重要でない	やや重要	重要	非常に重要

イ 重要度・満足度の分析

61項目の重要度・満足度の加重平均値結果については、満足度を横軸に、重要度を縦軸にとり、その分布状況を把握しました。分布状況の分析については、満足度・重要度の平均値を基準にA～Dランクの4領域に項目を区分しました。

重要度・満足度の分析



① Aランク（重点維持項目）

町民が「重要度が高い」と考えている項目であり、また、現状の事業やサービス等について「満足度が高い」と評価した項目で、町民がこの分野・項目等の必要性を高く認め、かつ現在の事業・サービスについても一定の評価を得た項目が該当します。今後も引き続き重点をおき、維持発展していくことが求められる項目となります。

今回の調査で、このAランクに該当する事業は18項目ありました。

Aランク（重点維持）の分野・項目

分野	項目	満足度	重要度
うるおいのある生活環境の整備	交通安全対策	3.65	4.87
	食品・飲料水の安全性確保	3.82	5.05
自然環境との調和・共生	自然環境の保全	3.74	4.80
循環型社会システムの構築	リサイクルの推進	4.07	4.88
	廃棄物の適正処理	3.87	4.95
	環境教育・環境学習の推進	3.64	4.83
生涯健康づくり	健康づくり体制の整備	3.75	4.96
	健康づくり対策の推進	3.81	4.86
	救急医療体制の整備	3.85	5.21
助け合う地域福祉社会の形成	高齢者にやさしい社会づくり	3.73	4.92
	障害者とともにあゆむ社会づくり	3.65	4.89
	地域福祉社会づくり	3.57	4.99
安心にくらせる社会保障の充実	公的扶助の充実	3.56	4.81
歴史と文化のかおるまちづくり	教育環境の整備	3.63	4.90
	教育内容の充実	3.61	4.95
	青少年の健全育成	3.66	4.95
人々の活動を支えるまちづくり	広域交通網の整備促進	3.57	4.95
	防火・防犯体制の整備	3.52	4.97

② Bランク（重点改善項目）

町民が「重要度が高い」と考えている項目ではあるが、現状の事業やサービス等について「満足度が低い」項目が該当します。町民が重要視する事業やサービスの量や質が十分に担保されていない、体制や実施方法等に問題があるなどの理由が考えられ、町民ニーズに対応した重点的な改善が求められる項目となります。

今回の調査で、このBランクに該当する事業は18項目ありました。

Bランク（重点改善）の分野・項目

分野	項目	満足度	重要度
うるおいのある生活環境の整備	快適な住まいづくり	3.42	4.93
自然環境との調和・共生	地域環境と調和した産業の振興	3.29	4.94
生涯健康づくり	地域医療体制の整備	3.39	5.27
安心にくらせる社会保障の充実	社会保障の充実	3.34	5.04
活力を生むまちづくり	農林業の担い手の確保	3.14	4.85
	雇用・就業の安定対策の推進	2.75	5.10
	労働環境の整備	2.92	4.96
	職業能力開発の促進	2.98	4.96
人々の活動を支えるまちづくり	生活道路の整備	3.40	4.95
	鉄道・バス輸送の利便性の向上	3.16	4.84
	防災無線の整備	3.21	4.93
	災害に強いまちづくり	3.42	5.05
	危機管理体制の充実	3.42	4.97
みんなで進める住民参加のまちづくり	効率的で健全な行財政運営	3.33	4.86
行政運営	情報公開などによる透明性	3.36	4.95
	職員の削減や組織の簡素化	3.15	4.86
	財政の無駄や赤字の解消	2.89	5.28
	行政評価などサービスや業務の見直し	3.07	5.10

③ Cランク（維持項目）

町民が他の項目に比べ「重要度は低い」と考えている項目ではあるが、現状に事業やサービス等については「満足度が高い」項目が該当します。「重要度は低い」と評価された理由としては、事業やサービス等の必要性が町民に周知されていない、社会的必要性（町民ニーズ等）が乏しくなっているなどの理由が考えられます。住民評価として優先度は低い項目になるが、一定の満足度があるため、事業・サービス等の見直し等を行いながら一定水準を維持していくことが求められる項目になります。

今回の調査で、このCランクに該当する事業は15項目ありました。

Cランク（維持）の分野・項目

分野	項目	満足度	重要度
うるおいのある生活環境の整備	消費者保護	3.61	4.71
循環型社会システムの構築	環境負荷が少ない経済活動	3.66	4.78
相互理解による人権擁護の推進	人権意識の高揚	3.85	4.48
	人権教育の推進	3.89	4.46
歴史と文化のかおるまちづくり	生涯学習機会の拡充	3.75	4.54
	生涯スポーツの充実	3.81	4.40
	学習施設・拠点の充実	3.78	4.47
	住民の文化活動の支援	3.82	4.33
	文化の保存、活用と継承	3.89	4.42
	高野・熊野世界遺産の活用	3.88	4.56
	国際交流の推進	3.67	4.26
	広域（地域間）交流の促進	3.63	4.40
みんなで進める住民参加のまちづくり	男女共同参画社会の実現	3.70	4.42
	住民参加によるまちづくり	3.63	4.51
	ひらかれた町政の推進	3.54	4.68

④ Dランク（重点見直し項目）

町民が「重要度は低い」と判断し、かつ、「満足度が低い」と評価した項目が該当し、町民評価が最も厳しい項目となります。総合的な観点から事業・サービスのあり方、実施方法、住民意向・ニーズ等の把握などを点検・見直しすることが求められます。

今回の調査で、このDランクに該当する事業は10項目ありました。

Dランク（重点見直し）の分野・項目

分野	項目	満足度	重要度
活力を生むまちづくり	農地の保全と生産基盤の整備	3.32	4.74
	新たなかつらぎブランドの育成	3.28	4.71
	森林の保全と活用	3.33	4.59
	森林資源の高度利用	3.30	4.57
	商工業の経営体質の強化	3.15	4.72
	中小企業の振興	3.13	4.75
	中心市街地の活性化	2.89	4.74
	一次産業の付加価値化による観光振興	3.20	4.61
人々の活動を支えるまちづくり	行政の高度情報化	3.41	4.73
行政運営	民営化や民間委託の推進	3.38	4.55

(2) 分野別にみた重要度・満足度

分野別にみた評価項目数は、下記図表のとおりとなっています。

分野別にみた評価目標

分野	項目数	Aランク (重点維持項目)	Bランク (重点改善項目)	Cランク (維持項目)	Dランク (重点見直し項目)
全体	61	18	18	15	10
うるおいのある生活環境の整備	4	2	1	1	0
自然環境との調和・共生	2	1	1	0	0
循環型社会システムの構築	4	3	1	0	0
生涯健康づくり	4	3	1	0	0
助け合う地域福祉社会の形成	3	3	0	0	0
安心にくらせる社会保障の充実	2	1	1	0	0
相互理解による人権擁護の推進	2	0	0	2	0
歴史と文化のかおるまちづくり	11	3	0	8	0
活力を生むまちづくり	12	0	4	0	8
人々の活動を支えるまちづくり	8	2	5	0	1
みんなで進める住民参加のまちづくり	4	0	1	3	0
行政運営	5	0	4	0	1

① うるおいのある生活環境の整備

4 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

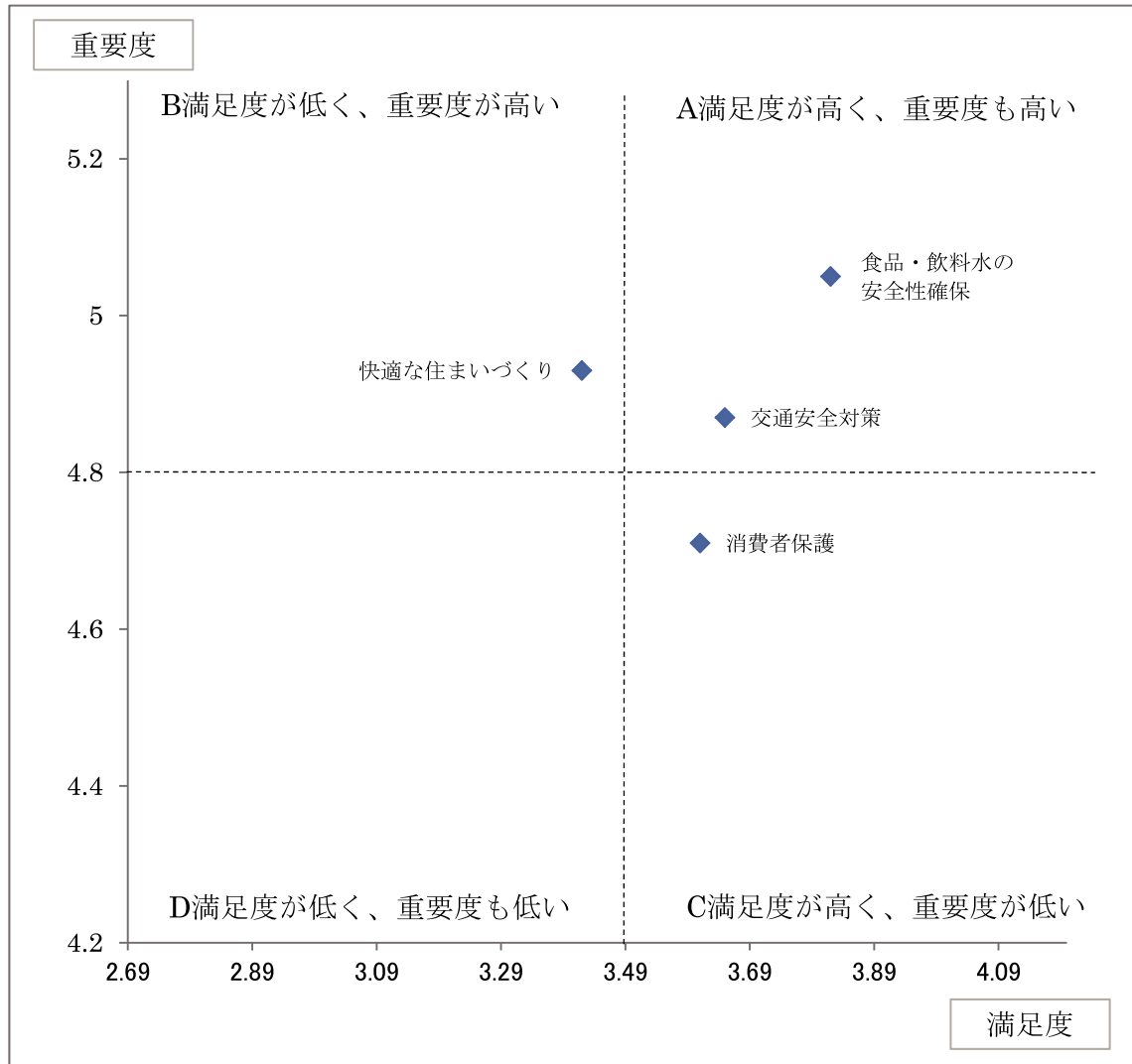
A ランク……交通安全対策、食品・飲料水の安全性確保

B ランク……快適な住まいづくり

C ランク……消費者保護

D ランク……該当なし

「うるおいのある生活環境の整備」項目の満足度・重要度の状況



② 自然環境との調和・共生

2 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

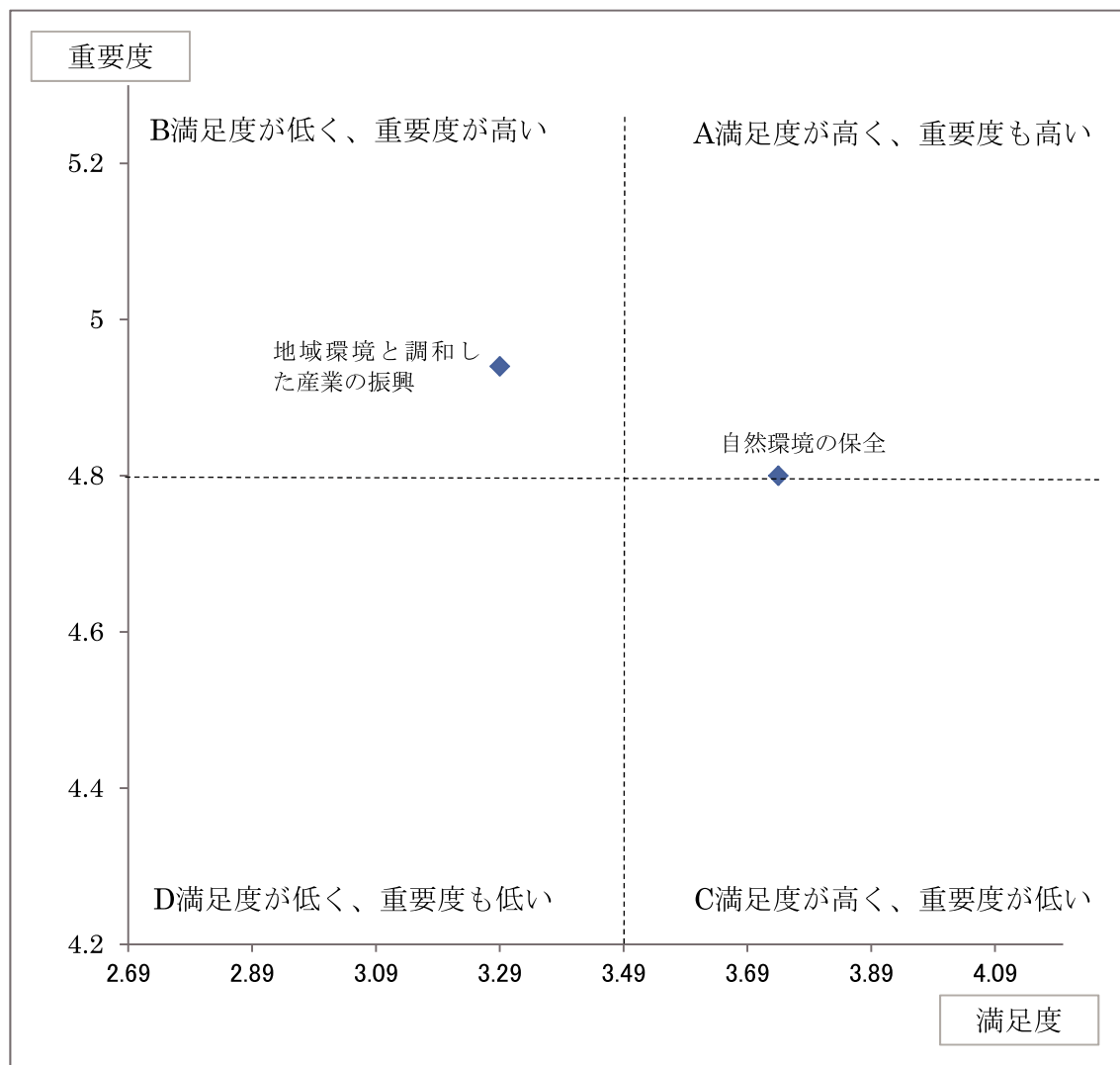
A ランク…… 自然環境の保全

B ランク…… 地域環境と調和した産業の振興

C ランク…… 該当なし

D ランク…… 該当なし

「自然環境との調和・共生」項目の満足度・重要度の状況



③ 循環型社会システムの構築

4 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

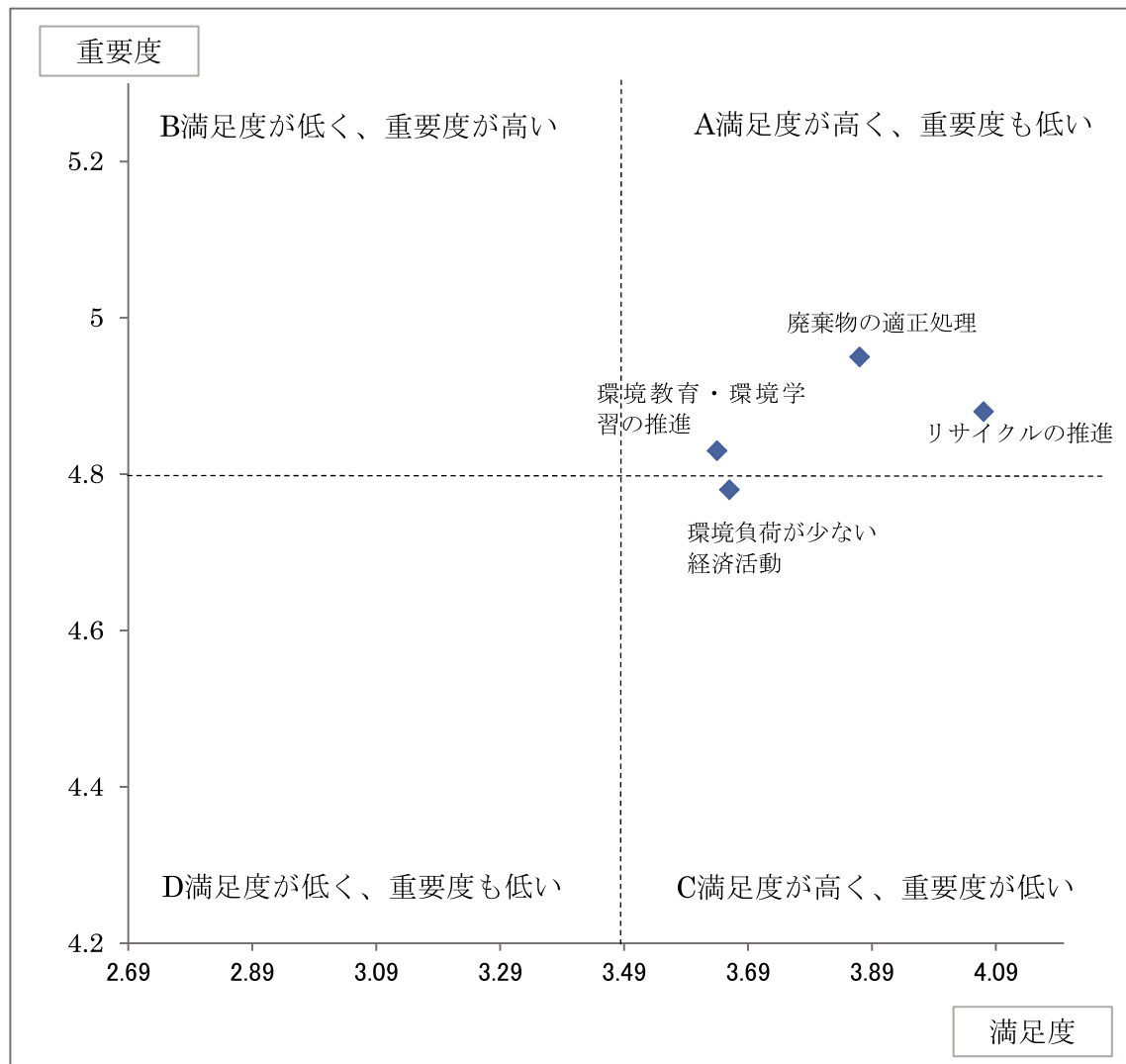
A ランク……リサイクルの推進、廃棄物の適正処理、環境教育・環境学習の推進

B ランク……該当なし

C ランク……環境負荷が少ない経済活動

D ランク……該当なし

「循環型社会システムの構築」項目の満足度・重要度の状況



④ 生涯健康づくり

4 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

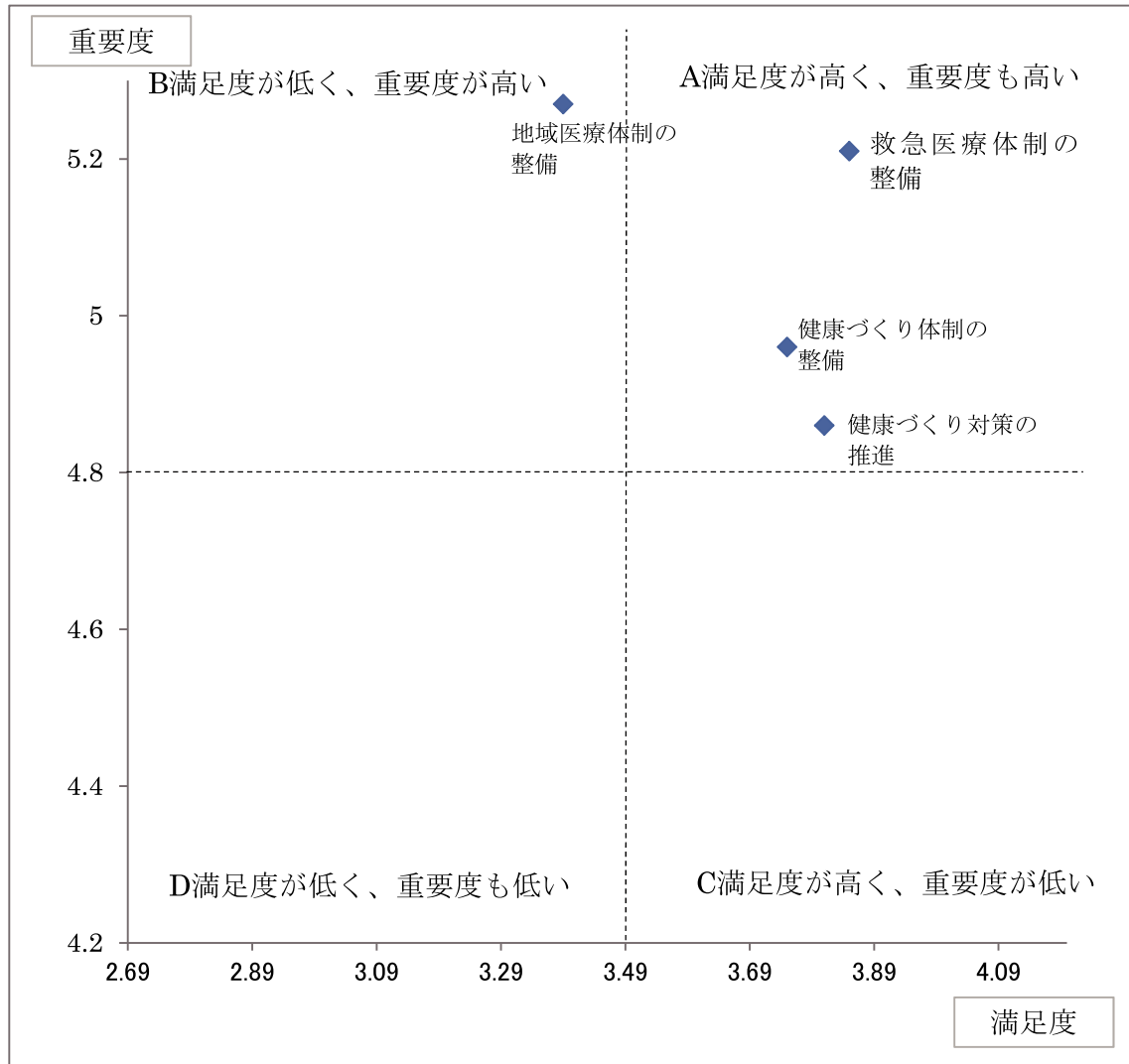
A ランク…… 健康づくり体制の整備、健康づくり対策の推進、救急医療体制の整備

B ランク…… 地域医療体制の整備

C ランク…… 該当なし

D ランク…… 該当なし

「生涯健康づくり」項目の満足度・重要度の状況



⑤ 助け合う地域福祉社会の形成

3 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

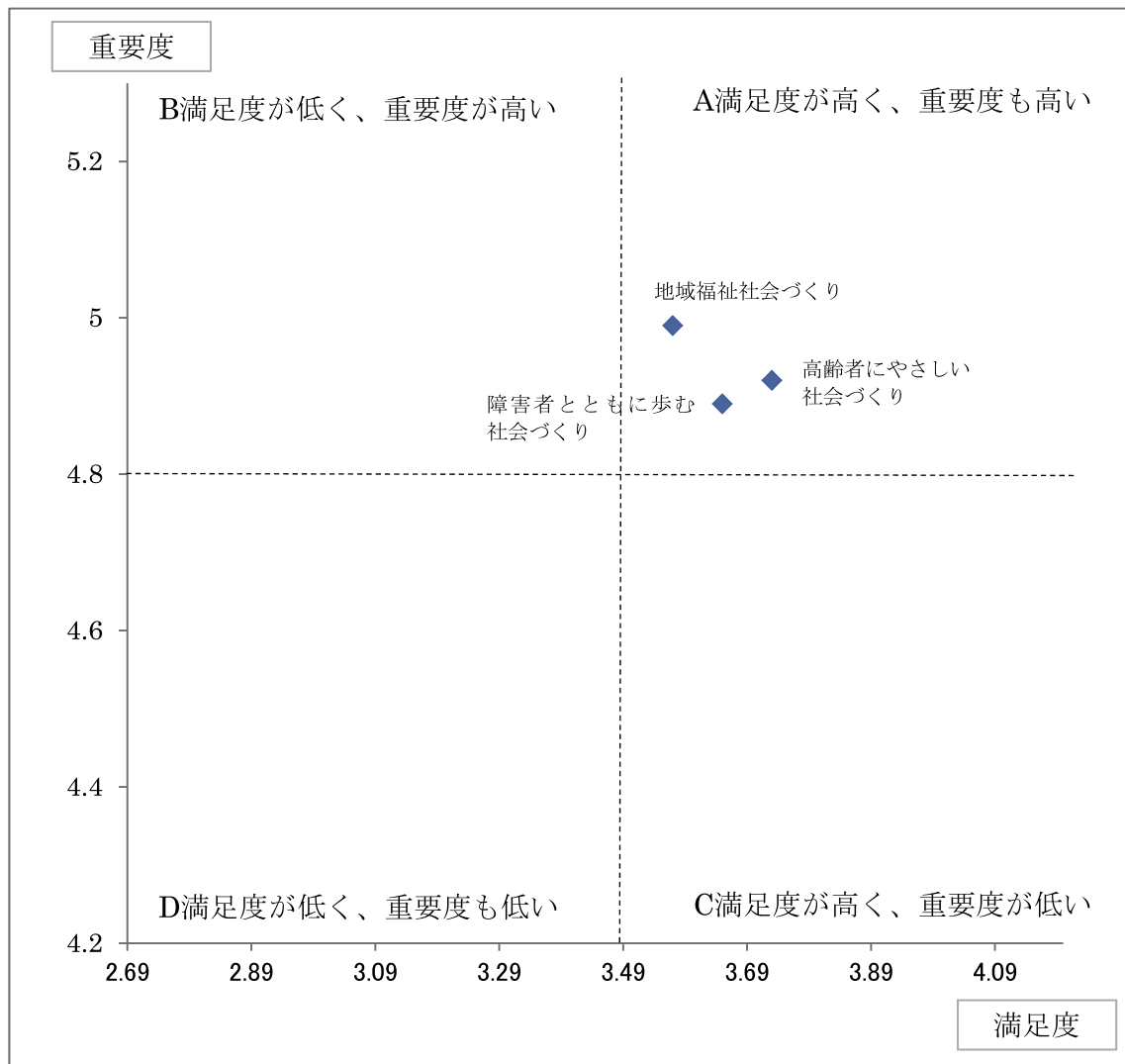
A ランク……高齢者にやさしい社会づくり、障害者とともに歩む社会づくり、地域福祉社会づくり

B ランク……該当なし

C ランク……該当なし

D ランク……該当なし

「助け合う地域福祉社会の形成」項目の満足度・重要度の状況

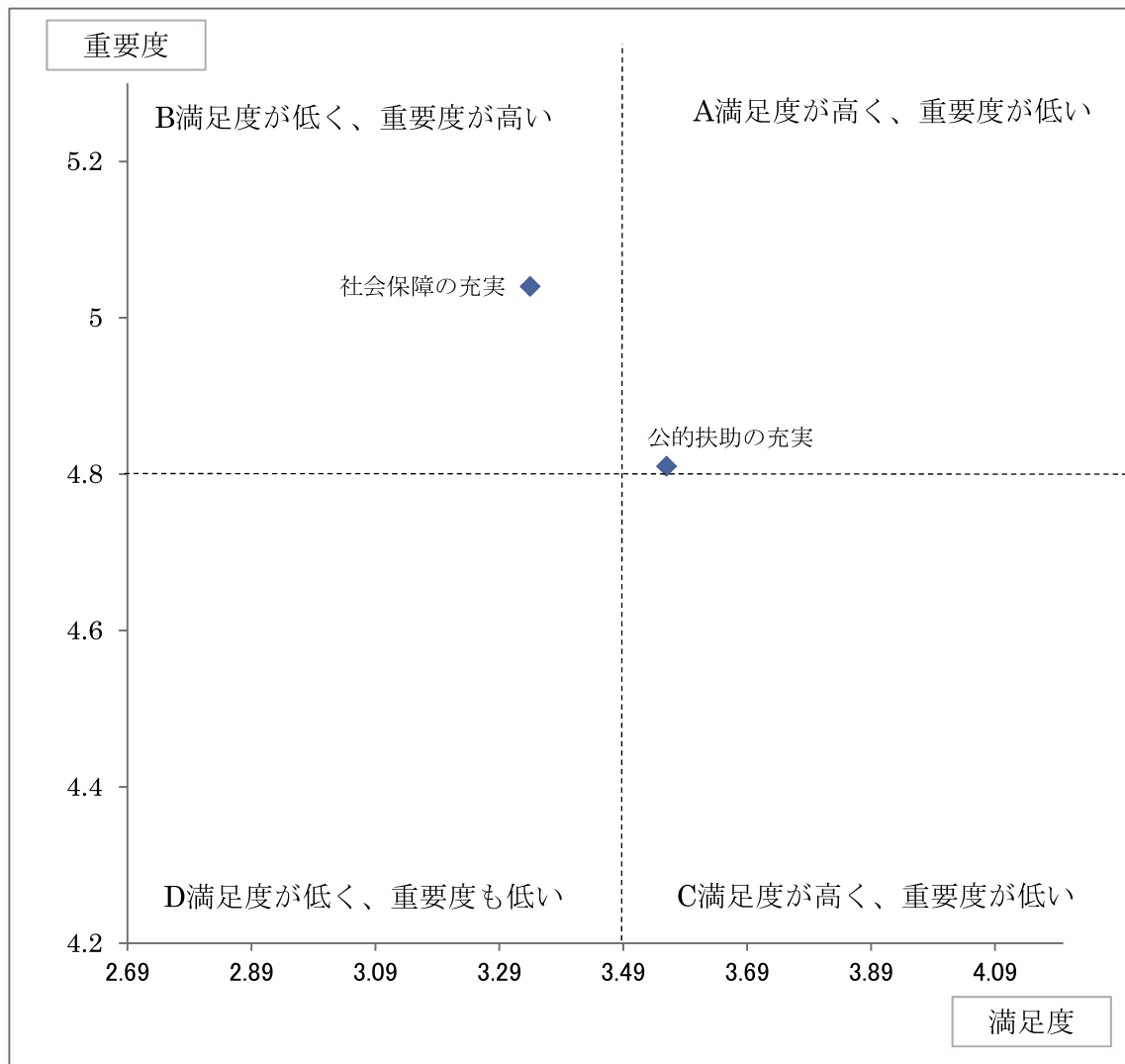


⑥ 安心にくらせる社会保障の充実

2 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

- A ランク…… 公的扶助の充実
- B ランク…… 社会保障の充実
- C ランク…… 該当なし
- D ランク…… 該当なし

「安心にくらせる社会保障の充実」項目の満足度・重要度の状況



⑦ 相互理解による人権擁護の推進

2 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

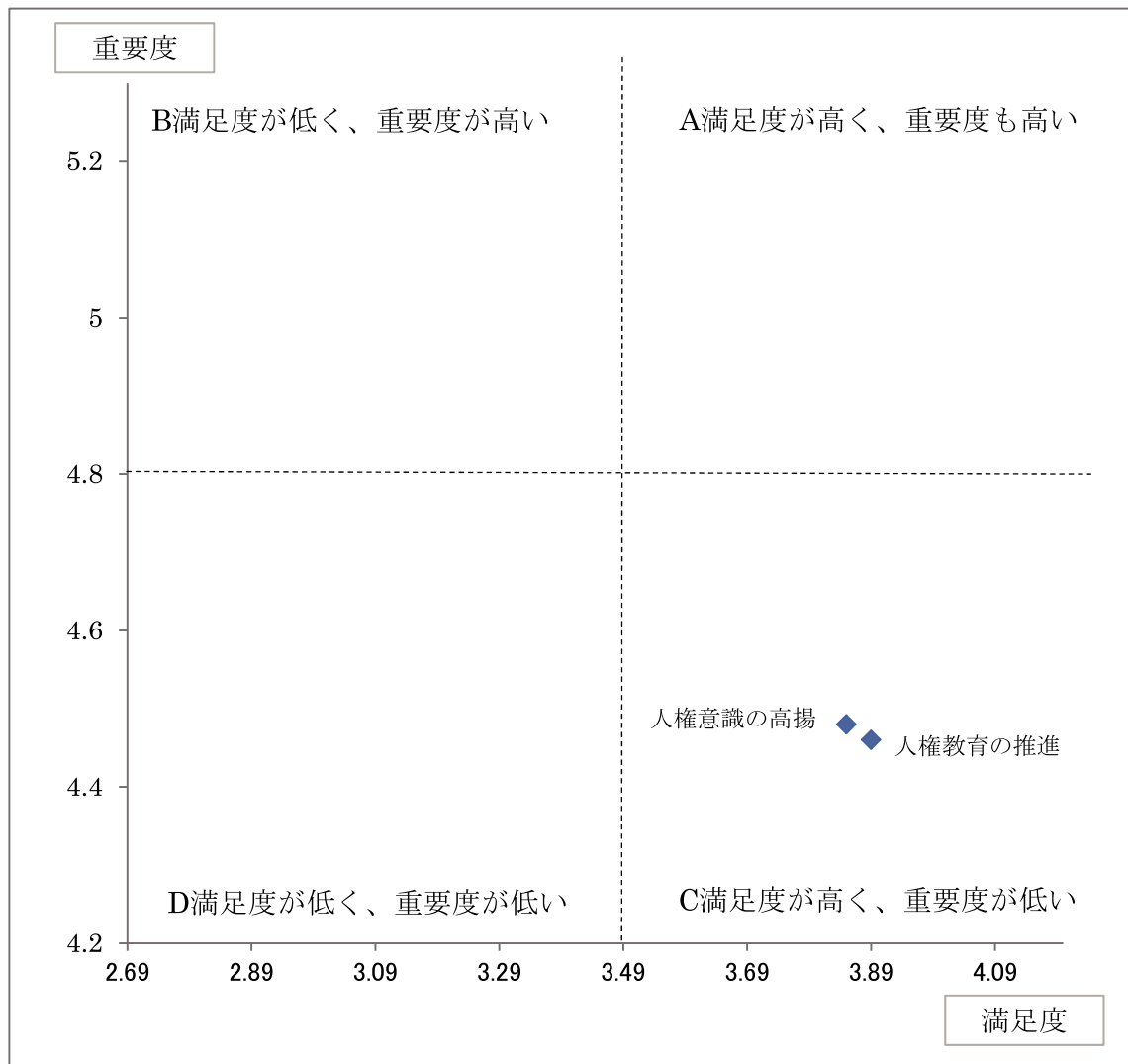
A ランク……該当なし

B ランク……該当なし

C ランク……人権意識の高揚、人権教育の推進

D ランク……該当なし

「相互理解による人権擁護の推進」項目の満足度・重要度の状況



⑧ 歴史と文化のかおるまちづくり

11 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

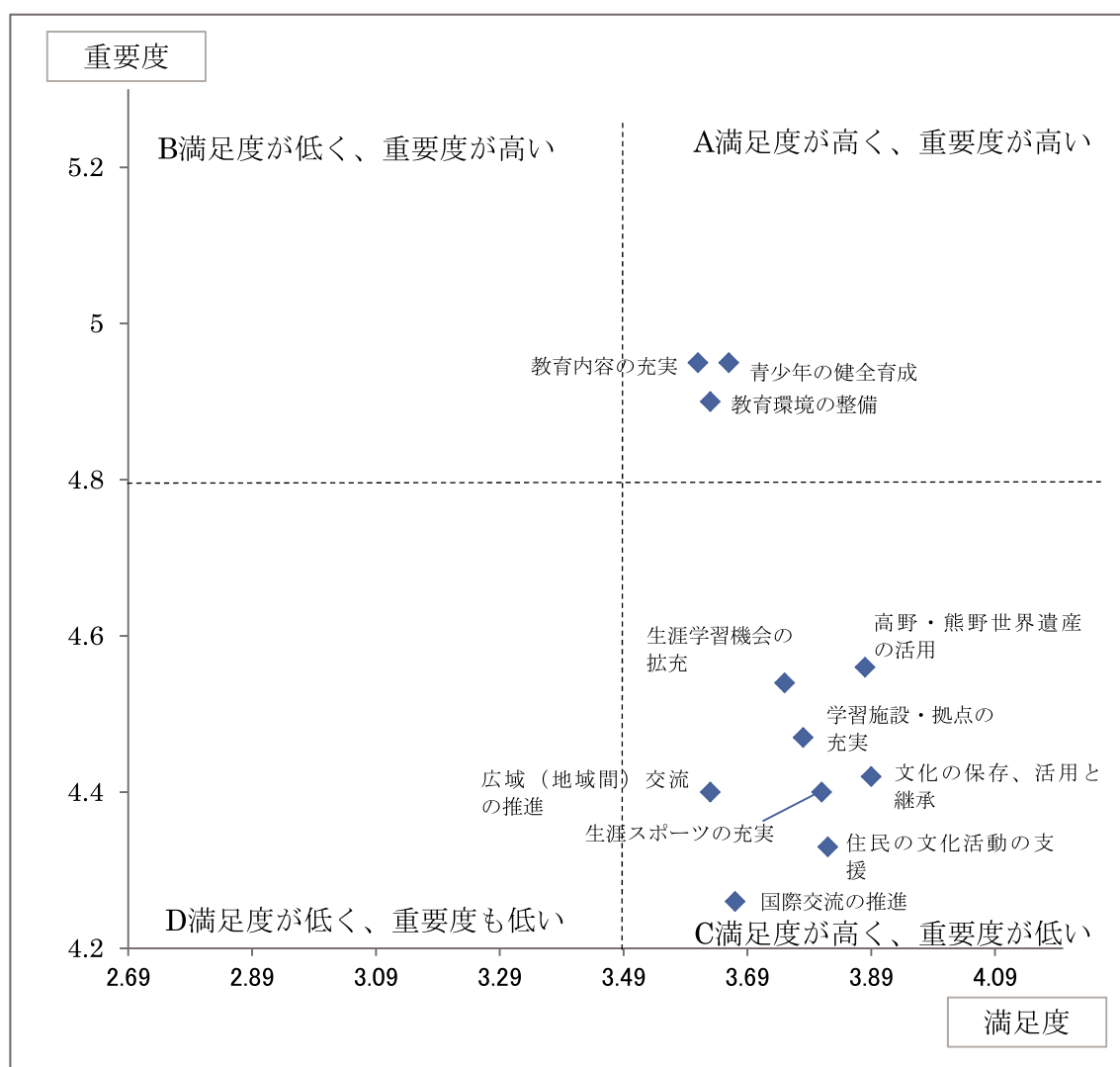
A ランク……教育環境の整備、教育内容の充実、青少年の健全育成

B ランク……該当なし

C ランク……生涯学習機会の拡充、生涯スポーツの充実、学習施設・拠点の充実、住民の文化活動の支援、文化の保存、活用と継承、高野・熊野世界遺産の活用、国際交流の推進、広域（地域間）交流の促進

D ランク……該当なし

「歴史と文化のかおるまちづくり」項目の満足度・重要度の状況



⑨ 活力を生むまちづくり

12 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

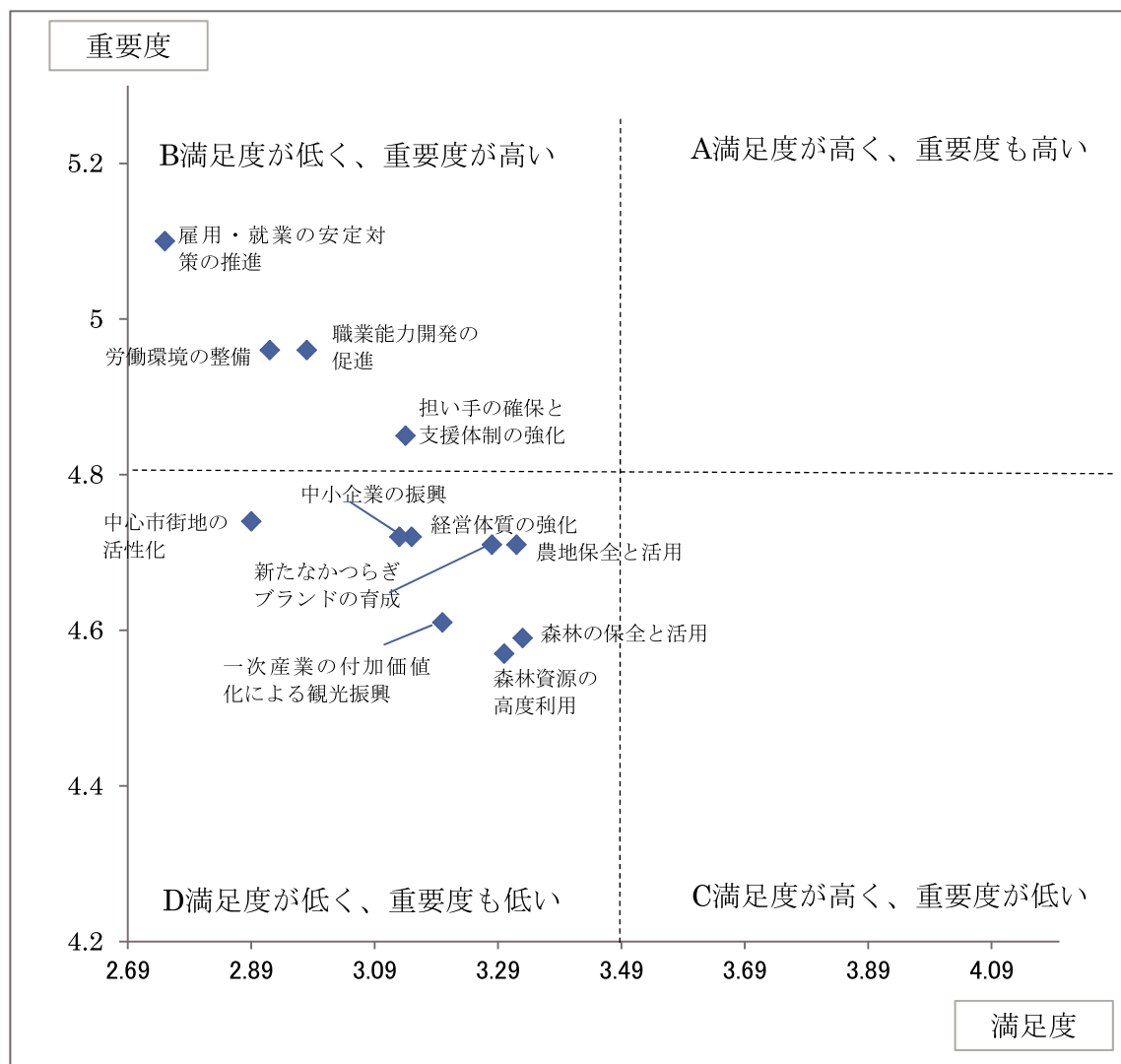
A ランク……該当なし

B ランク……農林業の担い手の確保、雇用・就業の安定対策の推進、労働環境の整備、職業能力開発の促進

C ランク……該当なし

D ランク……農地の保全と生産基盤の整備、新たなかつらぎブランドの育成、森林の保全と活用、森林資源の高度利用、商工業の経営体質の強化、中小企業の振興、中心市街地の活性化、一次産業の付加価値化による観光振興

「活力を生むまちづくり」項目の満足度・重要度の状況



⑩ 人々の活動を支えるまちづくり

8 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

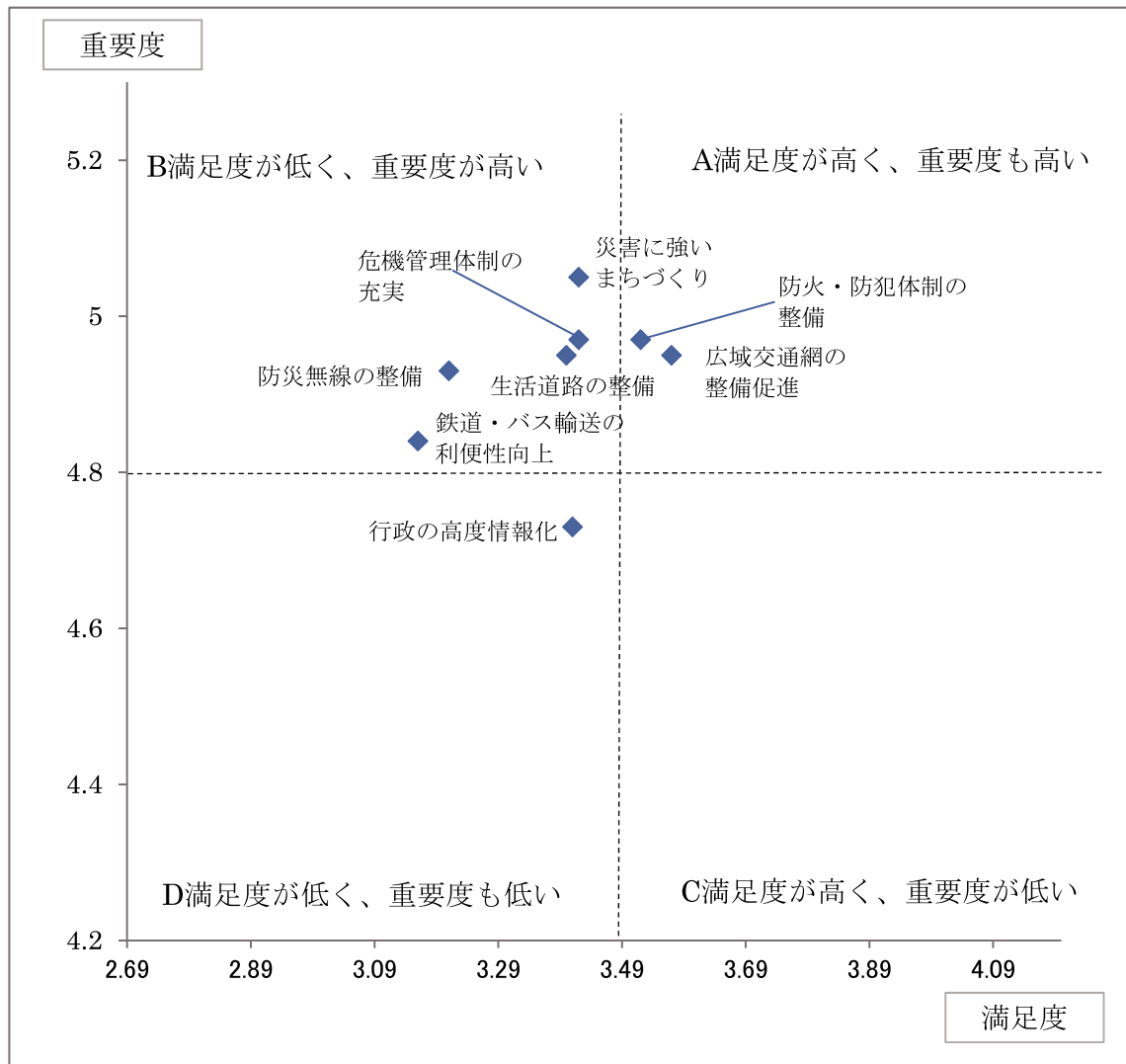
A ランク……広域交通網の整備促進、防火・防犯体制の整備

B ランク……生活道路の整備、鉄道・バス輸送の利便性の向上、防災無線の整備、災害に強いまちづくり、危機管理体制の充実

C ランク……該当なし

D ランク……行政の高度情報化

「人々の活動を支えるまちづくり」項目の満足度・重要度の状況



⑪ みんなで進める住民参加のまちづくり

4 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

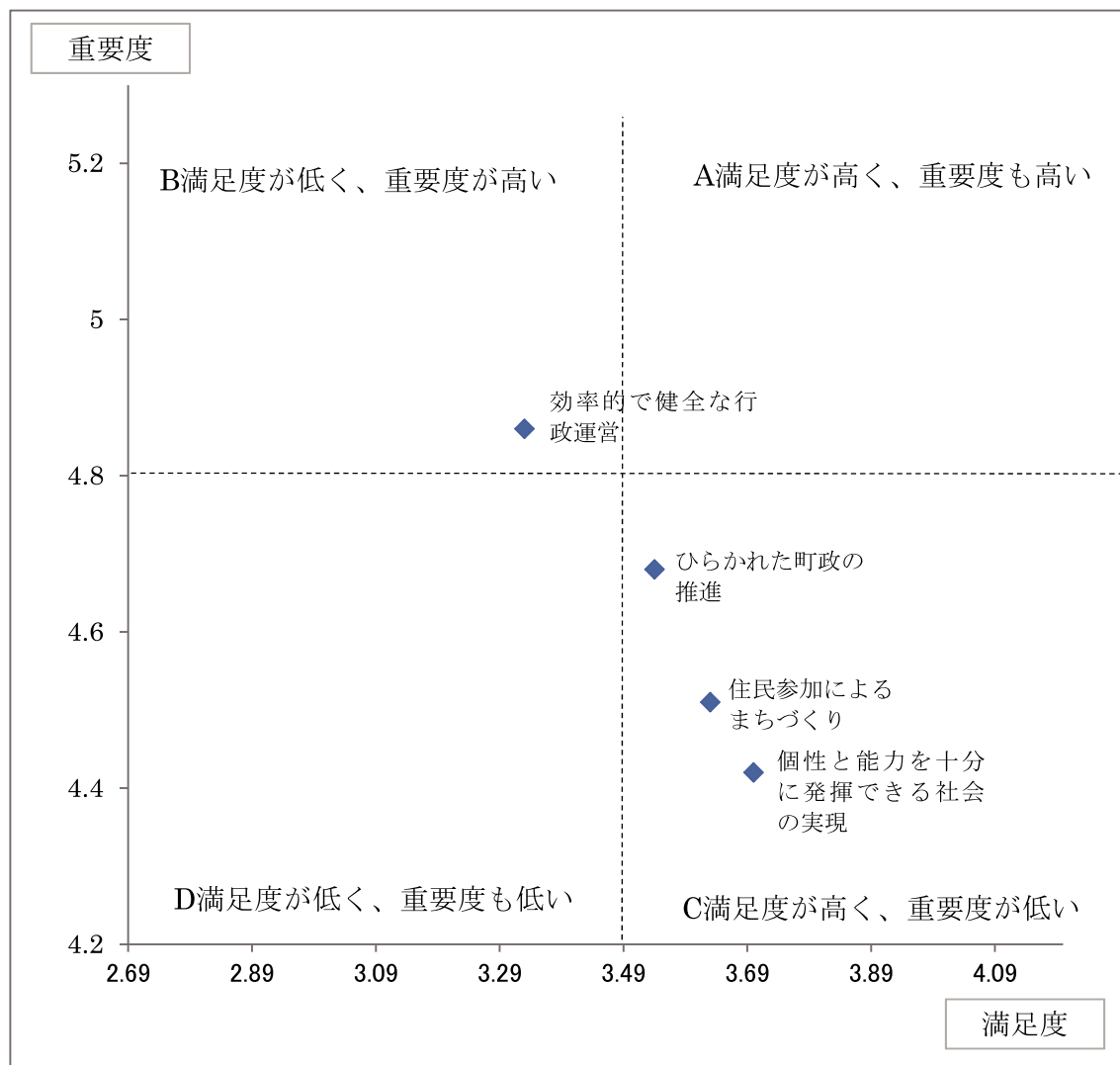
A ランク……該当なし

B ランク……効率的で健全な行財政運営

C ランク……男女共同参画社会の実現、住民参加によるまちづくり、ひらかれた市政の推進

D ランク……該当なし

「みんなで進める住民参加のまちづくり」項目の満足度・重要度の状況



⑫ 行政運営

5 項目の評価は、下記のとおりとなっています。

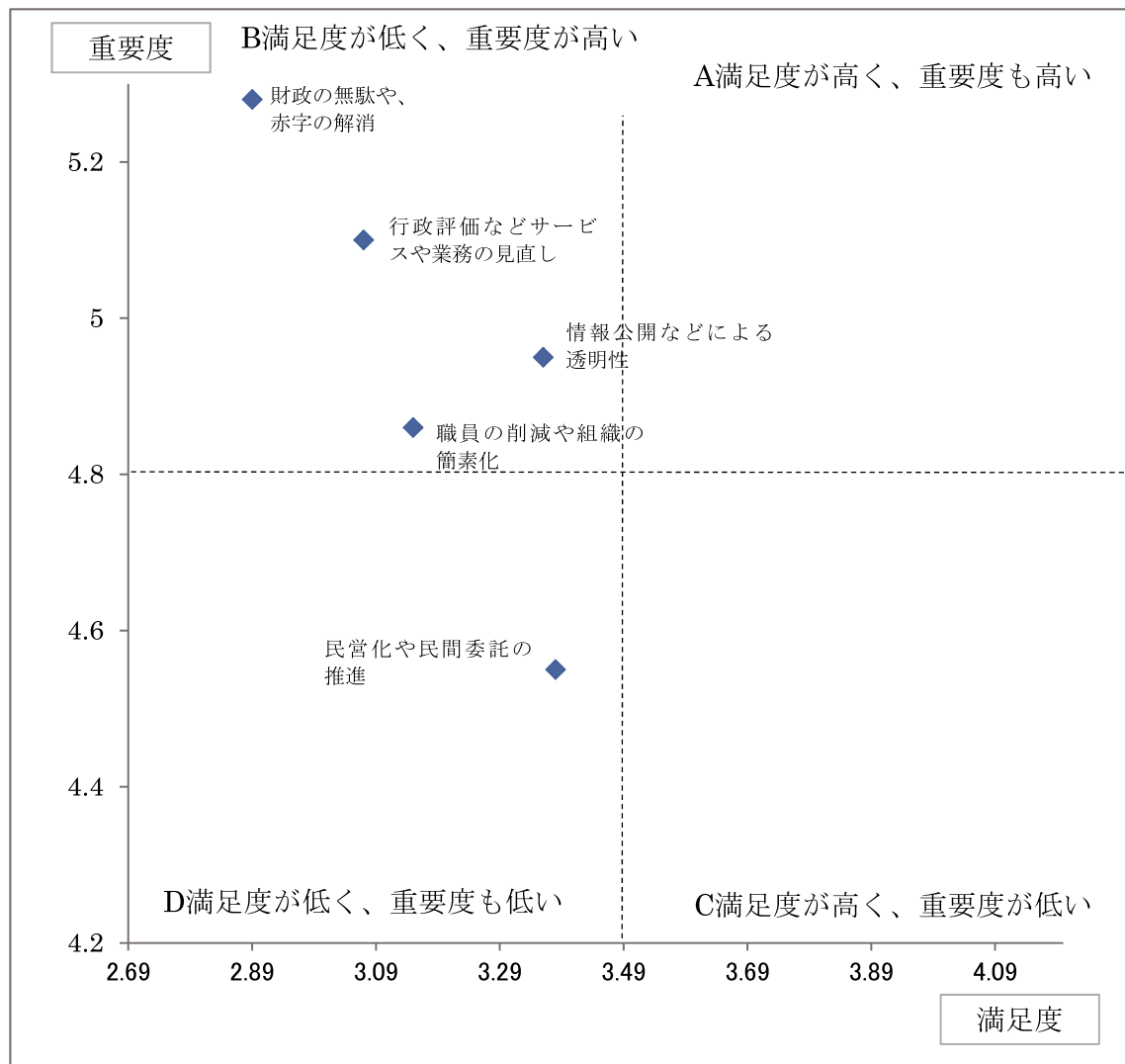
A ランク……該当なし

B ランク……情報公開などによる透明性、職員の削減や組織の簡素化、財政の無駄や赤字の解消、行政評価などサービスや業務の見直し

C ランク……該当なし

D ランク……民営化や民間委託の推進

「行政運営」項目の満足度・重要度の状況



あなたご自身（宛名のご本人）のことについておうかがいします。

問1 あなたの性別はどちらですか。（1つだけ○をつけてください）

1 男

2 女

問2 年齢は、どれですか（平成21年8月1日現在）（1つだけ○をつけてください）

1 10代

2 20代

3 30代

4 40代

5 50代

6 60代

7 70代

8 80代以上

問3 お住まいの地区は、どこですか。（1つだけ○をつけてください）

1 四郷地区

2 笠田地区

3 大谷地区

4 妙寺地区

5 見好地区

6 天野地区

7 花園地区

問4 同居されているご家族の数と構成は、どれですか。（家族の人数を記入し、1つだけ○をつけてください）

家族は（ ）人（あなたを含めた人数）

1 一人暮らし

2 夫婦のみ

3 二世帯（夫婦と子ども、親と夫婦等）

4 三世帯（親と夫婦と子ども等）

5 その他（具体的に

）

問5 あなたのご職業やお役職は、どれですか。（1つだけ○をつけてください）

1 正社員（団体職員、公務員を含む）で、管理職

2 正社員（団体職員、公務員を含む）で、管理職以外

3 パートタイム

4 派遣社員、契約社員、嘱託など、正規社員以外の被雇用者

5 会社、団体などの役員

6 自営業（農林漁業、商工サービス業、自由業などを含む）

7 専業の主婦・主夫

8 高校生

9 大学・専門学校等の学生

10 無職（専業の主婦・主夫を除く）

11 その他（具体的に

）

問6 かつらぎ町での居住年数は何年ですか。（1つだけ○をつけてください）

1 1年未満

2 1～5年未満

3 5～10年未満

4 10～20年未満

5 20年以上

問7 今後もかつらぎ町に住み続けたいと思いますか。（1つだけ○をつけてください）

1 生涯住み続けたい

2 健康状態や経済的な問題がない限り住み続けたい

3 将来引っ越したい

4 近々引越する予定がある

5 決めていない、わからない

6 その他

役場や行政サービスのご利用についておうかがいします。

問8 過去1年間にご利用になった町の機関・施設は次のどれですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1 町役場本庁 | 2 町役場支所（花園） |
| 3 かつらぎ総合文化会館（かつらぎ町教育委員会） | 4 保健福祉センター |
| 5 花園保健センター・花園保健福祉館 | 6 高齢者生活福祉センター |
| 7 地域福祉センター | 8 保育所 |
| 9 児童館 | 10 幼稚園 |
| 11 小学校 | 12 中学校 |
| 13 公民館・隣保館 | 14 その他（具体的に |
- （→1～14に○をつけた方は問9に進んで下さい）
- 15 利用していない （→ 15に○をつけた方は問10に進んで下さい）

【問8で1～14に○をつけた方にうかがいます】

問9 町の機関・施設を利用した目的は次のどれですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- 1 転入手続き
- 2 転居手続き
- 3 婚姻・離婚手続き
- 4 出生・死亡手続き
- 5 住民票などの証明書の発行・交付
- 6 保健サービスの手続きや相談・利用（乳児・一時健康診査など）
- 7 福祉サービスの手続きや相談
- 8 年金・国保・医療サービスの手続きや相談
- 9 保育所や幼稚園の入所・入園などの手続きや相談
- 10 小・中学校などの義務教育の手続や相談
- 11 自治区など地縁・地域組織・活動についての手続や相談
- 12 公民館や会議室などの利用手続きや相談
- 13 スポーツ施設などの利用手続きや相談
- 14 町のサービスなどに対する苦情や申し立て
- 15 選挙の投票
- 16 上記以外の各機関・施設で実施している事業や行事などの利用
- 17 その他（具体的に

【すべての方にうかがいます】

問10 過去1年間に、町役場やお住まいの地域の支所を、何回ご利用されましたか。（1つだけ○をつけてください）【すべての方に伺います】

- | | |
|----------|-------------|
| 1 週に1回以上 | 2 月に2～3回程度 |
| 3 月に1回程度 | 4 数ヶ月に1回程度 |
| 5 年に1回程度 | 6 一度も行っていない |

問11 町の相談窓口、職員について、どのような問題点をお感じになりましたか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

- | |
|-----------------------------------|
| 1 専門的な回答や助言が受けられなかった |
| 2 総合的な回答や助言が受けられなかった |
| 3 相談時間が十分になかった、短かった |
| 4 窓口や係が分散しており、手続きが面倒だった |
| 5 説明が複雑だったり、難しかったりなどで、十分に理解できなかった |
| 6 職員の対応や言葉遣いが悪い、粗雑だった |
| 7 待ち時間が長いなど、時間が有効に使えない |
| 8 回答が遅かったり、何度も役場に行く必要があった |
| 9 窓口の利用（開設）時間が短い、自分の生活サイクルにあっていない |
| 10 その他（具体的に _____） |
| 11 特に問題はない |

問12 町が提供するサービスを、町民がより効率的・効果的に利用するためには、どのような対応が必要とお考えですか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

- | |
|--|
| 1 専門的な相談や助言を行える職員・担当者を増やす |
| 2 さまざまなサービスを無駄なく利用できるよう、さまざまな分野にわたる総合的な相談窓口や相談スタッフを設ける |
| 3 電話やインターネットなどを利用し、24時間、好きな時間に申請や相談ができるようにする |
| 4 事前に予約などをして、待ち時間を少なくしたり、相談時間を長くしたりする |
| 5 役場、支所だけでなく、町内に相談できる窓口等を増やす |
| 6 支所などの出先機関の権限を強くしたり、職員を増やす |
| 7 その他（ _____） |
| 8 特にない |

町が現在進めているまちづくりについておうかがいします。

問13 町が現在進めているまちづくりについておうかがいします。まちづくりの分野別にみて、あなたが「どれくらい満足しているのか」、また、そのまちづくりを「どの程度重要と考えているのか」についてそれぞれ回答してください。

【記入例】 「満足度」と「重要度」にそれぞれ1つだけ○をつけてください。

満足度と重要度 分野と取組	現在の町(行政)の取組に対する満足度						これからのかつらぎ町のまちづくりに対する重要度					
	非常に満足	満足	やや満足	やや不満	不満	非常に不満	非常に重要	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	全く重要でない
自然環境との調和・共生												
① 自然環境の保全 (環境教育・環境美化活動の推進など)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
② 地域環境と調和した産業の振興 (担い手育成支援・各種施設の機能強化など)	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6

「非常に満足」から「非常に不満」までの6段階のうち1つだけに○印をつけてください。

「非常に重要」から「全く重要でない」までの6段階のうち1つだけに○印をつけてください。

分野と取組

うるおいのある生活環境の整備

- ① 快適なまちづくり（住環境向上、土地の有効活用、民間活力導入など）
- ② 交通安全対策
- ③ 食品・飲料水の安全性確保（簡易水道整備、水質検査強化、上水処理方法の充実など）
- ④ 消費者保護（消費生活啓発運動の推進、消費者生活相談体制の確立など）

自然環境との調和・共生

- ① 自然環境の保全（環境教育、環境美化活動の推進など）
- ② 地域環境と調和した産業の振興（担い手育成支援、各種施設の機能強化など）

循環型社会システムの構築

- ① リサイクルの推進
- ② 廃棄物の適正処理
- ③ 環境負荷が少ない経済活動
- ④ 環境教育・環境学習の推進

活力を生むまちづくり

- ① 農林業の担い手の確保と支援体制の強化
- ② 農地の保全と生産基盤の整備
- ③ 新たなかつらぎブランドの育成（新ブランド開発、宣伝活動、販路開拓など）
- ④ 森林の保全と活用
- ⑤ 森林資源の高度利用（自然体験活動、間伐材の有効利用など）
- ⑥ 商工業の経営体質の強化（経営者能力向上、後継者育成など）
- ⑦ 中小企業の振興（金融支援制度の有効活用、経営体質・基盤の強化など）
- ⑧ 中心市街地の活性化
- ⑨ 一次産業の付加価値化による観光振興（体験型観光農業の展開など）
- ⑩ 雇用・就業の安定対策の推進（優良企業誘致、既存企業育成等による地元就職促進など）
- ⑪ 労働環境の整備（最低賃金制度の周知、資金貸付制度の利用促進など）
- ⑫ 職業能力開発の促進（育児休業制度奨励、女性・障害者などの雇用促進など）

人々の活動を支えるまちづくり

- ① 広域交通網の整備促進（京奈和自動車道、国道480号の整備促進など）
- ② 生活道路の整備
- ③ 鉄道・バス輸送の利便性の向上（JR利用促進、バス路線維持など）
- ④ 防災無線の整備
- ⑤ 行政の高度情報化（窓口や手続きの情報化による利便性の向上など）
- ⑥ 災害に強いまちづくり（防災訓練、啓発活動など）
- ⑦ 防火・防犯体制の整備（自主防災組織や防犯自治会の育成など）
- ⑧ 危機管理体制の充実（防災マップ・防災マニュアル等の作成など）

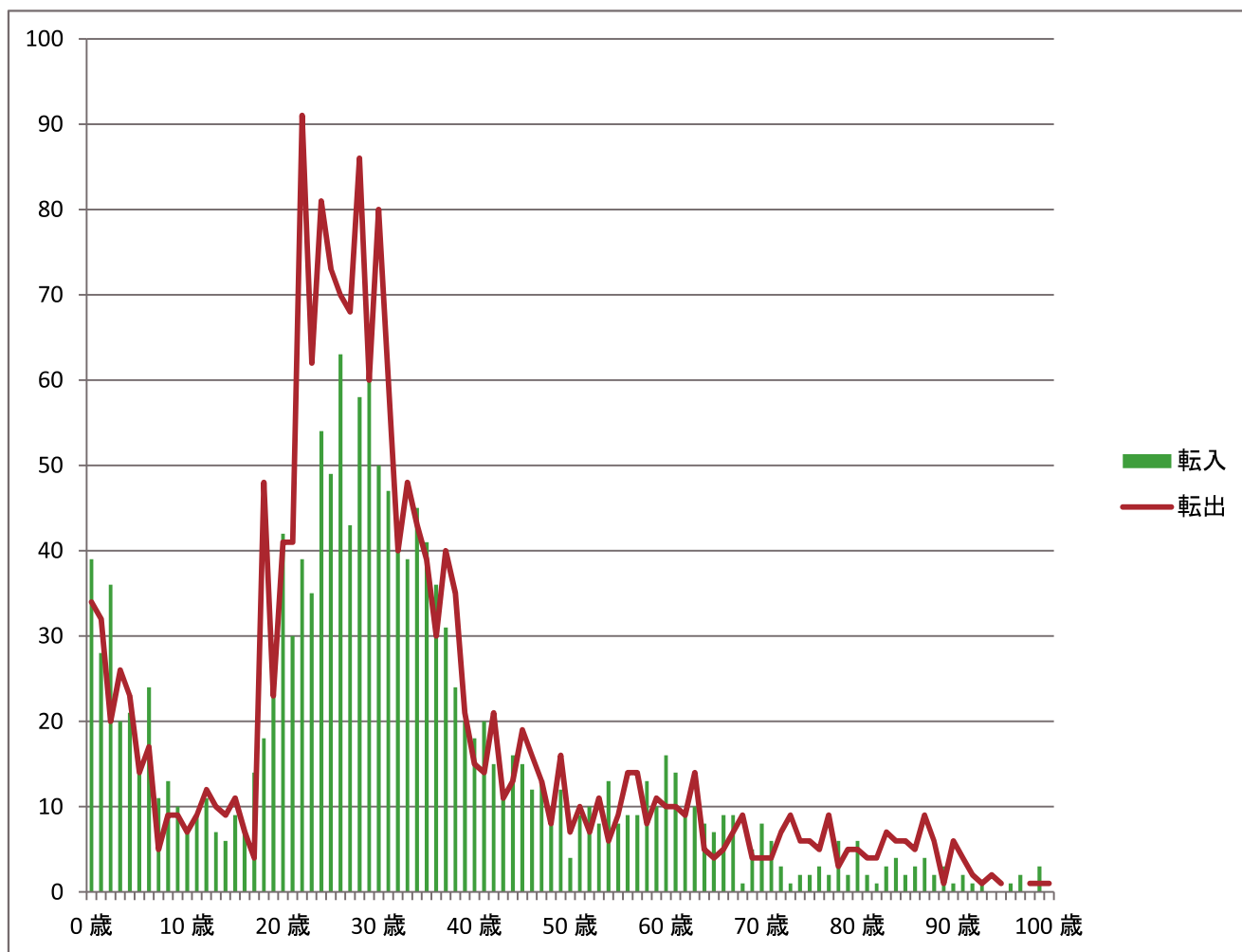
みんなで進める住民参加のまちづくり

- ① 男女共同参画社会の実現
- ② 住民参加によるまちづくり（住民が積極的に参画できる交流や学習機会の充実など）
- ③ ひらかれた町政の推進（住民への情報提供、住民参加の機会拡充など）
- ④ 効率的で健全な行財政運営（事務事業の見直し、行財政改革の推進など）

その他のまちづくり

- ① 情報公開などによる透明性のある行政
- ② 民営化や民間委託の推進
- ③ 職員の削減や組織の簡素化
- ④ 財政の無駄や赤字の解消
- ⑤ 行政評価など事務事業の点検による無駄やサービスや業務の見直し

平成20年度～23年度 年齢別人口動態



年齢	転入	転出
0 歳	39	34
1 歳	28	32
2 歳	36	20
3 歳	20	26
4 歳	21	23
5 歳	14	14
6 歳	24	17
7 歳	11	5
8 歳	13	9
9 歳	10	9
10 歳	7	7
11 歳	9	9
12 歳	11	12
13 歳	7	10
14 歳	6	9
15 歳	9	11
16 歳	7	7
17 歳	14	4
18 歳	18	48
19 歳	23	23

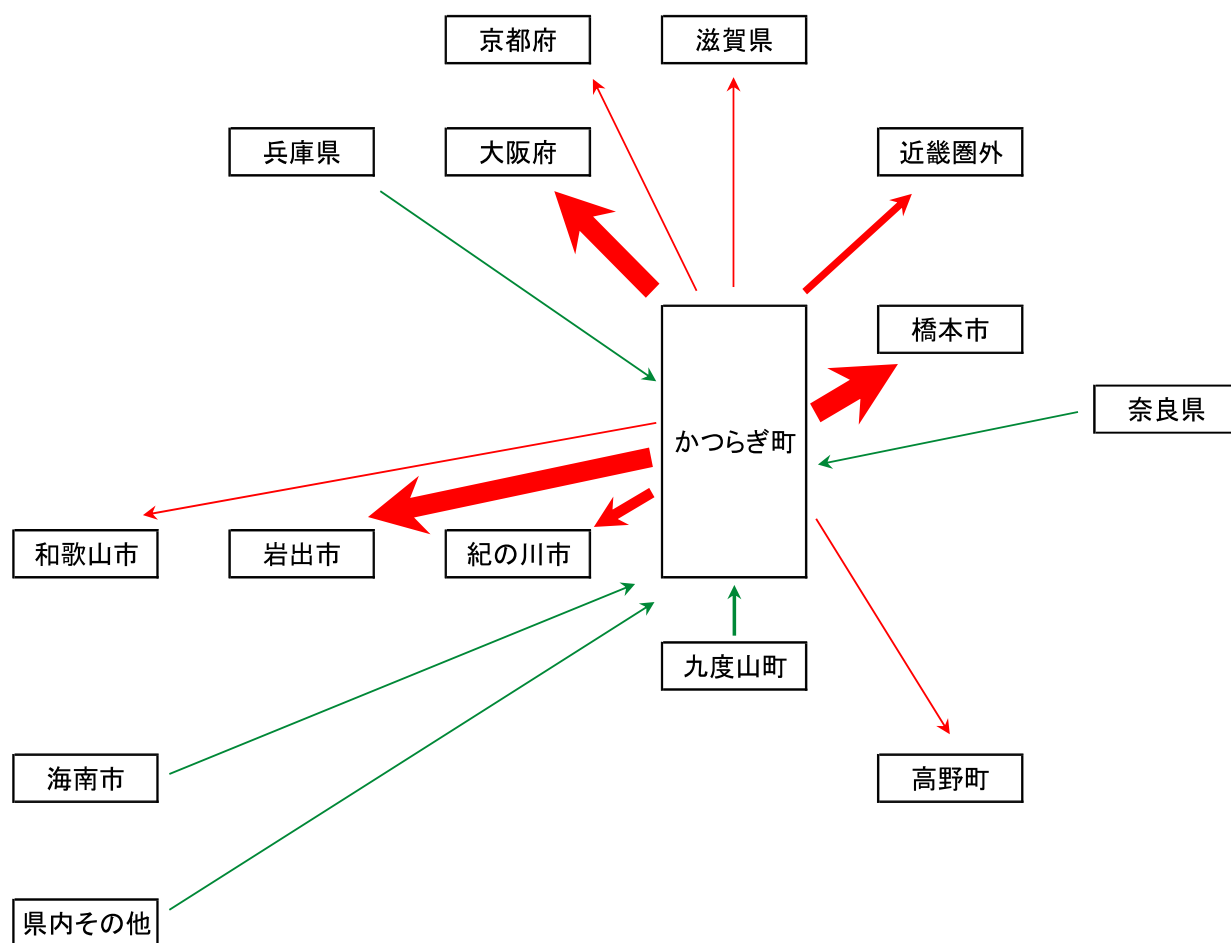
年齢	転入	転出
20 歳	42	41
21 歳	30	41
22 歳	39	91
23 歳	35	62
24 歳	54	81
25 歳	49	73
26 歳	63	70
27 歳	43	68
28 歳	58	86
29 歳	61	60
30 歳	50	80
31 歳	47	60
32 歳	40	40
33 歳	39	48
34 歳	45	43
35 歳	41	39
36 歳	36	30
37 歳	31	40
38 歳	24	35
39 歳	20	21

年齢	転入	転出
40 歳	18	15
41 歳	20	14
42 歳	15	21
43 歳	12	11
44 歳	16	13
45 歳	15	19
46 歳	12	16
47 歳	13	13
48 歳	10	8
49 歳	12	16
50 歳	4	7
51 歳	9	10
52 歳	10	7
53 歳	8	11
54 歳	13	6
55 歳	8	9
56 歳	9	14
57 歳	9	14
58 歳	13	8
59 歳	10	11

年齢	転入	転出
60 歳	16	10
61 歳	14	10
62 歳	9	9
63 歳	10	14
64 歳	8	5
65 歳	7	4
66 歳	9	5
67 歳	9	7
68 歳	1	9
69 歳	5	4
70 歳	8	4
71 歳	6	4
72 歳	3	7
73 歳	1	9
74 歳	2	6
75 歳	2	6
76 歳	3	5
77 歳	2	9
78 歳	6	3
79 歳	2	5

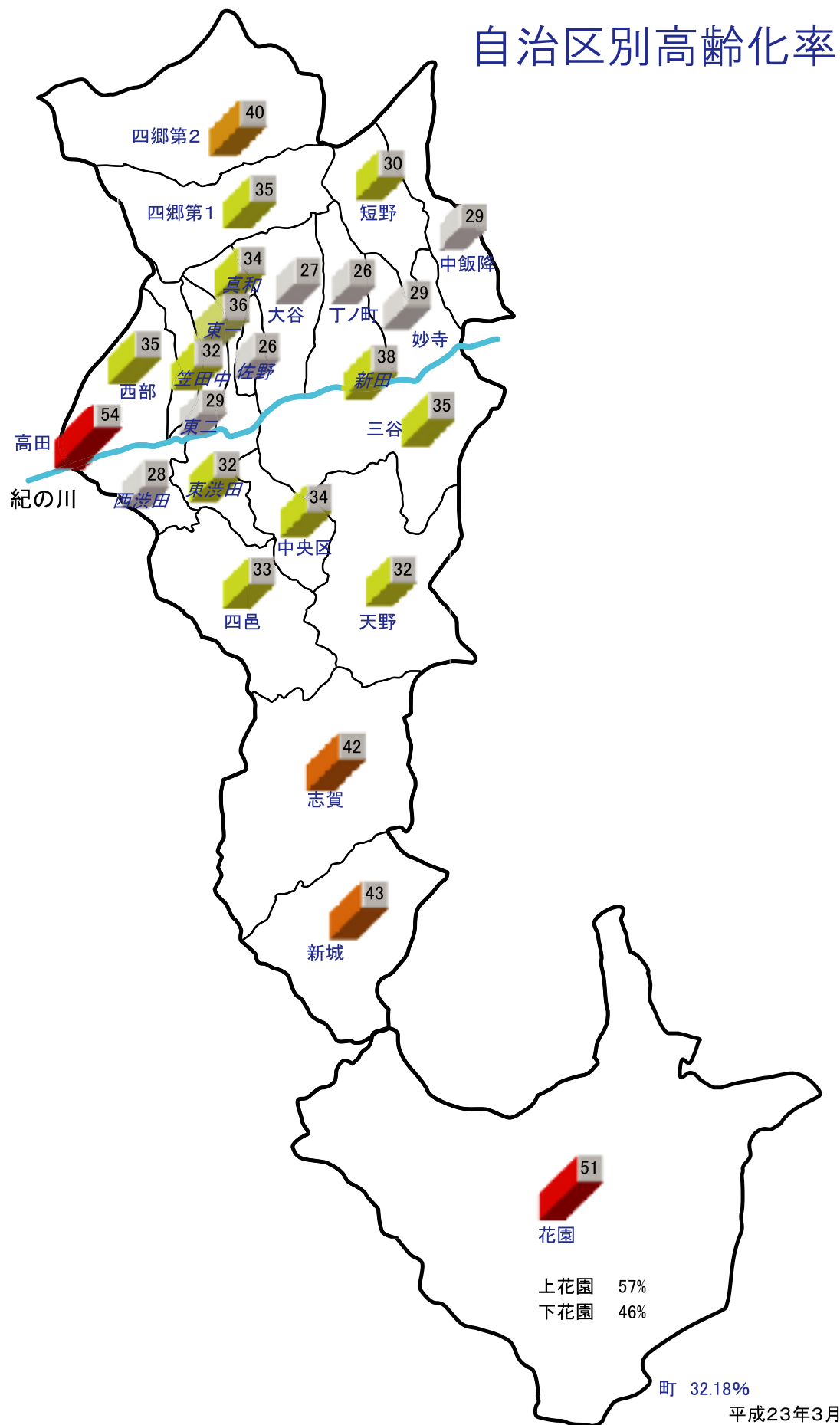
年齢	転入	転出
80 歳	6	5
81 歳	2	4
82 歳	1	4
83 歳	3	7
84 歳	4	6
85 歳	2	6
86 歳	3	5
87 歳	4	9
88 歳	2	6
89 歳	3	1
90 歳	1	6
91 歳	2	4
92 歳	1	2
93 歳	1	1
94 歳		2
95 歳		1
96 歳	1	
97 歳	2	
98 歳		1
99 歳	3	1
100 歳		1

平成20年度～23年度 住所別人口動態(社会動態)



	転 入	転 出	差 引
橋 本 市	329	418	-89
岩 出 市	79	162	-83
大 阪 府	252	332	-80
紀 の 川 市	193	239	-46
近 畿 圏 外	166	198	-32
和 歌 山 市	210	222	-12
京 都 府	16	26	-10
高 野 町	9	13	-4
滋 賀 県	8	10	-2
奈 良 県	51	50	1
県 内 そ の 他	96	93	3
海 南 市	15	11	4
兵 庫 県	65	58	7
九 度 山 町	29	17	12
海 外	56	39	17
計	1574	1888	-314

自治区別高齢化率



○かつらぎ町長期総合計画策定委員会規程

昭和60年2月12日

規程第2号

第1条 かつらぎ町の長期総合計画を策定するため、かつらぎ町長期総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、町の長期総合計画を策定するために必要な企画、調査、調整、研究及び資料の収集を行うものとする。

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 副委員長は、企画公室長をもって充てる。

4 委員は、教育長並びに各課室及び委員会等（以下「各課等」という。）の長のうちから町長が任命する。

第4条 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 各課等の長は、委員会の行う企画、調査及び研究に対し、円滑に進捗するよう必要な措置を講ずるとともに委員会の求めに応じ資料を提出するものとする。

2 委員会は、各課等の職員に対し、必要に応じて意見を求めることができる。

第6条 委員会の庶務は、企画公室において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、発令の日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規程第14号）

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成17年11月14日規程第32号）

この規程は、発令の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規程第5号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規程第17号）

この規程は、発令の日から施行する。

かつらぎ町長期総合計画策定委員会名簿

(敬称略)

職 名	氏 名	役 職 等
委 員 長	豊 岡 博 行	副町長
副 委 員 長	田 中 敏 行	企画公室長
委 員	下 村 克 彦	教育長
委 員	中 峯 清 行	総務課長
委 員	寺 田 勉	税務課長
委 員	中 岡 憲 治	住民福祉課長
委 員	山 下 勝 美	生活環境課長
委 員	松 岡 宏 行	やすらぎ対策課長
委 員	前 岡 眞 也	産業観光課長
委 員	西 林 嗣 郎 (田 村 末 雄)	建設課長
委 員	松 岡 淳 郎	人権推進室長
委 員	亀 井 嘉 一	花園地域振興課長
委 員	浦 野 光 広	教育委員会総務課長
委 員	西 林 勝	生涯学習課長
委 員	伊 勢 川 理 二 (江 口 伸 二)	青少年センター事務局長

()書きは、平成25年3月31日退職による途中退任者

○かつらぎ町長期総合計画策定審議会規則

平成8年11月6日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例（昭和35年条例第29号）第3条の規定に基づき、かつらぎ町長期総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、長期総合計画策定について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町内各種団体の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、長期総合計画の策定が終了したときに解任されるものとする。ただし、任期中であっても、委員として委嘱を受けるべき役職を離れたときは、委員の職を失うものとして、その後任の役職者に対し引き続き委嘱することができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(委員の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画公室において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

か第1001010号
平成24年10月9日

かつらぎ町長期総合計画策定審議会会長 様

かつらぎ町長 井本 泰造

第4次かつらぎ町長期総合計画(案)について(諮問)

かつらぎ町第4次長期総合計画の策定にあたり、第4次かつらぎ町長期総合計画基本構想及び基本計画（前期分）について、意見を求めます。

かつらぎ町は、平成17年10月1日（2005年）に旧かつらぎ町と旧花園村が合併（編入合併）により誕生してから7年が経過しました。平成15年7月に策定した「第3次かつらぎ町基本構想」に基づき、平成17年3月に策定した「第3次かつらぎ町長期総合計画」において、若者等定住促進、民間委託推進、公共施設の統廃合、都市計画マスタープランの実施・展開を図ってきました。

また、合併後の新かつらぎ町においては、「新町まちづくり計画」へそれまでのまちづくりの理念や方向性を受け継ぎ、町の将来像として示されている「とびっきりの自然と笑顔があふれる町 かつらぎ」の実現を目指して、各種施策に取り組んできましたが、「第3次かつらぎ町基本構想」が平成24年度に最終年度を迎えることから、現行の総合計画と各種施策を検証し、新たな視点と将来展望による新しい総合計画を策定する必要があります。

地方自治法における長期総合計画の策定義務は撤廃されましたが、少子高齢化や人口減少、地方分権の進展など地域を取り巻く社会情勢が大きく変化している現状において、町民のためのまちづくりを実現するために、町民と行政が一体となった新たな時代にふさわしい魅力と協働によるまちづくりのプランを策定する必要があります。

ついては、第4次かつらぎ町長期総合計画の策定にあたり、かつらぎ町長期総合計画策定審議会規則第2条の規程に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成25年5月2日

かつらぎ町長 井 本 泰 造 様

かつらぎ町長期総合計画策定審議会
会 長 藤 田 武 弘

第4次かつらぎ町長期総合計画(案)について(答申)

平成24年10月9日付け第1001010号で諮問のあった第4次かつらぎ町長期総合計画の策定について、本審議会は慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

第4次かつらぎ町長期総合計画は、まちづくりの基本理念を踏まえ、かつらぎ町の将来像に向けた施策の大綱を基本構想に掲げた、平成25年度から平成34年度までの10年間の施策展開の方向性を明らかにする計画です。

また、基本計画（前期分）は、基本構想で定めた将来像を具体化する施策を定めたもので、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画です。

本審議会では、貴職より示された第4次かつらぎ町長期総合計画（案）について、専門的な知見や住民視点をもとに活発に審議を行いました。

本計画は、「笑顔で暮らせるまちづくり」を将来像へ向かうキーワードとし、まちづくりにおける6つのテーマとして「豊かな自然と歴史・文化のまちづくり」、「地域の特性を生かした活力あるまちづくり」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「豊かな人間性を育むまちづくり」、「みんなでつくる協働のまちづくり」、「信頼される役所づくり」を掲げ、体系化された（案）を概ね妥当と認めました。

とりわけ具体化された基本計画については、まさに本審議会委員と町がともに試行錯誤しながら創り上げた協働による計画です。

かつらぎ町は、少子高齢化のさらなる進行や人口減少、住民ニーズの多様化、地域資源を見直し6次産業化に向けた地域振興策の取り組みなど、社会環境変化への対応とともに、地方分権・地域主権の進展による地方自治の変革期にあって、自主的・自立的な地方自治体としての役割が期待されているところです。

こうした状況のもと、かつらぎ町においては、今後予想される人口減少社会を見据え、将来にわたる持続可能な行政運営を確立していくことが求められています。

貴職におかれましては、本答申を真摯に受け止め、議会での審議に付していただくとともに、速やかに総合計画を策定し、今後10年間のまちづくりを進めるにあたり、住民の関心が高い具体的な施策展開は、限られた財源の中での事業の優先順位や、行政と住民の役割を明らかにしつつ、その実行に関しては、積極的かつ大胆な施策展開が図られることを切に願います。

かつらぎ町長期総合計画策定審議会委員名簿

(委員は、五十音順 敬称略)

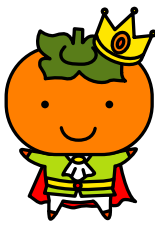
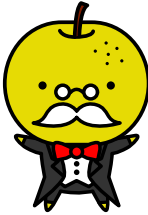
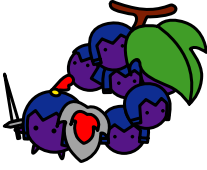
職 名	氏 名	役 職 等	備考
会 長	藤 田 武 弘	和歌山大学観光学部教授	3号委員
副 会 長	岡 村 祐 三	かつらぎ町自治区長会会長	2号委員
委 員	伊 藤 和 子	かつらぎ町女性会議会長	2号委員
委 員	阪 田 恵 央	かつらぎ町商工会事務局長	2号委員
委 員	阪 中 孝 三	かつらぎ町医師会会長	2号委員
委 員	澤 本 義 明	公募委員	4号委員
委 員	志富田 和 代	かつらぎ町人権擁護委員会	2号委員
委 員	田 口 順 啓	公募委員	4号委員
委 員	谷 口 守	かつらぎ町民生児童委員会会長	2号委員
委 員	西 浦 康 祐	紀北川上農業協同組合かつらぎ支店長	2号委員
委 員	前 田 裕 己	かつらぎ町消防団団長	2号委員
委 員	安 武 史	かつらぎ町青年団	2号委員
委 員	山 田 耕 作	かつらぎ町教育委員会委員長	2号委員

第4次かつらぎ町長期総合計画策定経過

月 日	内 容
7月	策定審議会委員を一般公募
10月9日	第1回長期総合計画策定審議会開催 【議題】役員選任、長期総合計画の概要説明など
11月1日	各所属長へ長期総合計画（素案）を配布（職員にはメール配布）
11月22日	第1回長期総合計画策定委員会開催 【議題】策定方針、策定スケジュール、素案の概要など
12月	各課室個別ヒアリング
1月24日	第2回長期総合計画策定委員会開催 【議題】長期総合計画（素案）について
1月31日	第2回長期総合計画策定審議会開催 【議題】長期総合計画（素案）について（序論及び基本構想）
2月	各課室個別ヒアリング（第2回審議会での議論について）
2月28日	第3回長期総合計画策定審議会開催 【議題】長期総合計画（素案）について（基本計画の一部）
3月	各課室個別ヒアリング（第3回審議会での議論について）
3月14日	第4回長期総合計画策定審議会開催 【議題】長期総合計画（素案）について（基本計画）
3月	各課室個別ヒアリング（第4回審議会での議論について）
4月16日	第5回長期総合計画策定審議会開催 【議題】長期総合計画（素案）について（全体）
5月2日	第4次かつらぎ町長期総合計画（案）について（答申）

かつらぎ町イメージキャラクター

全国から応募のあった作品を、町民の方の投票結果などをもとに次代のまちづくりプロジェクトチームを中心として審査を行い、平成20（2008）年11月1日に決定いたしました。

いちご娘	ももひめ	かきおうじ	なしじい	ぶどう兵団
				
素直でがんばりやさんの女の子。おっちょこちょいでいつも失敗しては顔を真っ赤にしている。	フルーツ王国のお姫様。王子を影から見守るけなげな女の子。趣味はアジサイのお手入れ。	フルーツ王国の王子。正義感が強く、王国のみんなに慕われる優しい王子様。	王国のためにいつも忙しく動き回っている。21世紀になってもまだまだ現役！王国一の働き者。	王子を守るために結成された護衛兵。危険を察知するとみんなで集まって房になる。
特徴 恥ずかしがりや でいつも真っ赤	特徴 おしとやかで清 らかみずみずし い	特徴 シブくない	特徴 ひげ	特徴 無口 房になる 強い

かきおうじ・イメージソング 『ぼくは、かつらぎ・かきおうじ』

K・a・k・i・o・o・j・i
か・か・かきおうじ ぼくの名前は かきおうじ
仲間もいるんだよ

ももひめ・なしじい・いちご娘・ぶどう兵団
みんな ぼくの宝物 かつらぎ・かきおうじ
今というこの時代 君に会えたのさ

この喜びを 忘れずに 生きていこう
そうだよ 愛！ そうだよ 夢！
ぼくは がんばるんだ 願いは そう！
みんなに 元気を 与えたいから

K・a・k・i・o・o・j・i
か・か・かきおうじ ぼくの名前は かきおうじ
フルーツ王国の

みんなに 見てほしい ぼくたちのふるさと
大好きな町 だから大きな 声で呼んでみるよ
ほえみとやさしさを この手で作ろう
緑の地に 夢実る 未来へと

そうだよ 愛！ そうだよ 夢！
広がって いくのさ 願いは 今！
みんなの ちからで かなっていきよ
ラララ ララ ラ・ラララー
ラララ ララ ラーララー
かつらぎの かきおうじ
みんなの みんなの かきおうじ！